KUKI CITY ENVIRONMENTAL MASTER PLAN

久喜市環境基本計画

改訂版

平成30（2018）年9月

カワラマツバ

コキツネノボタン

ヒメシロアサザ

ミドリシジミ

久喜市の指定希少野生生物種（指定日　平成22（2010）年2月1日）

久喜市
KUKI

水と緑と街が調和した豊かな環境を
守り・育て、未来につなぐまち『久喜』

久喜市は、平成２２（２０１０）年３月２３日に久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併により、人口約１５万７千人を有する埼玉県東北部の拠点都市として誕生し、本年は９年目を迎えております。

平成２５年（２０１３）１月には、「久喜市環境基本条例」を施行し、同年３月には、久喜市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「久喜市環境基本計画」を策定し、久喜市の目指すべき姿、望ましい環境像として「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を掲げ、４つの環境目標のもと、施策に取り組んできました。

このような中、国におきましては、「地球温暖化対策計画」が平成２８（２０１６）年５月に閣議決定され、温室効果ガス排出量を平成４２（２０３０）年度に平成２５（２０１３）年度比で２６％削減、平成６２（２０５０）年までに８０％の排出削減を目指すこととなりました。

久喜市におきましても、このような社会情勢の変化に対応し、環境目標の実現を目指して、平成３０（２０１８）年度以降の環境政策を効果的に推進するため、「久喜市環境基本計画」を改訂いたしました。

改訂前の「久喜市環境基本計画」の計画期間は、平成２５（２０１３）年度から平成３４（２０２２）年度までの１０年間と定めており、平成２９（２０１７）年度までの中間目標値を設定していましたことから、これらの環境指標の達成状況を検証し、今後の施策を推進するために、計画内容や目標値を変更しております。

久喜市の望ましい環境像を実現させるためには、行政だけではなく、市民と事業者の皆様の協力が不可欠です。どうぞ皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂にあたりまして、市民意見提出制度（パブリックコメント）において貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様及びご尽力くださいました久喜市環境審議会委員、並びに市議会議員の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成３０年９月

久喜市長　梅田修一

目　次

第１章　計画の基本的事項. . . . .　１
1.　計画改訂の背景と目的. . . . .　１
2.　計画の位置付け . . . .　２
3.　計画の対象範囲 . . . .　３
4.　計画の期間 . . . .　３
5.　計画の構成 . . . .　４

第２章　環境の現状と課題. . . . .　５
1.　本市の環境特性 . . . .　５
2.　本市のこれまでの取組み. . . . .　１１
3.　改訂の課題 . . . .　１８

第３章　計画の目標 . . . .　１９
1.　基本理念及び目標. . . . .　１９
2.　施策体系 . . . .　２１

第４章　施策の展開 . . . .　２２
環境目標Ⅰ　地球にやさしい循環型のまち. . . . .　２２
環境目標Ⅱ　豊かな自然と人がともに生きるまち. . . . .　３１
環境目標Ⅲ　健康で安全に暮らせるまち. . . . .　４１
環境目標Ⅳ　みんなで取り組む環境づくりのまち. . . . .　４９

第５章　地球温暖化対策実行計画（区域施策編） . . . .　５７
1.　基本的事項 . . . .　５７
2.　温室効果ガス排出量の現状及び将来推計. . . . .　５９
3.　温室効果ガス排出量の削減目標. . . . .　６６
4.　地球温暖化対策における計画の体系. . . . .　６７

第６章　計画の推進 . . . .　７３
1.　推進体制 . . . .　７３
2.　計画の進行管理 . . . .　７４

資料 . . . .　７６
1.　策定過程 . . . .　７６
2.　久喜市環境基本条例. . . . .　７８
3.　久喜市環境審議会条例. . . . .　８３
4.　久喜市環境審議会委員名簿. . . . .　８４
5.　久喜市環境推進調整会議要綱. . . . .　８５
6.　温室効果ガス排出量算定方法. . . . .　８７
7.　用語の解説 . . . .　９２

第１章　計画の基本的事項

1.　計画改訂の背景と目的

久喜市（以下「本市」という。）は、平成 25（2013）年３月に「久喜市環境基本計画」を策定し、本市の目指すべき姿、望ましい環境像として「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を掲げ、４つの環境目標のもと、施策に取り組んできました。

計画策定以降、社会情勢及び環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

平成 27（2015）年９月の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs）*を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会の普遍的な目標が明示されました。

わが国では、地球温暖化*をはじめとする、環境や経済社会状況の変化を踏まえ、持続可能な開発目標（SDGｓ）*の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具現化するための６つの重点戦略を進めることにより、持続可能な社会*（循環共生型社会）を実現するために、「第５次環境基本計画」が平成 30（2018）年４月に閣議決定されました。

また、平成 27（2015）年末にはフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において「パリ協定*」が採択、平成 28（2016）年 11 月に発効したことを受けて、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成 28（2016）年５月に閣議決定されました。計画では、「平成 42（2030）年度に平成 25（2013）年度比で温室効果ガス排出量を 26%削減する」との中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を示し、長期的目標として平成 62（2050）年までに 80%の温室効果ガス*の排出削減を目指すことが位置付けられました。

埼玉県では、平成 26（2014）年度に「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画*）」を改訂し、平成 29（2017）年３月には「埼玉県環境基本計画」が改定されました。

本市においては、平成 26（2014）年 11 月に「久喜市緑の基本計画*」を策定、平成 27(2015)年 12 月に「久喜市都市計画マスタープラン*」を改定、平成 29(2017)年３月には「第２次久喜市環境保全率先実行計画*」を策定するなど、関連計画の改定・充実が図られました。上位計画である「久喜市総合振興計画*」も、平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までを前期計画としており、平成 30（2018）年度から後期計画がスタートしました。

このような背景の中、社会情勢や環境の状況変化に対応し、望ましい環境像及び環境目標の実現を目指して平成 30（2018）年度以降の環境政策を効果的に推進することで、本市の環境分野の魅力を高めていくため、本計画の見直しを行うこととします。

2. 計画の位置付け

本計画は、久喜市環境基本条例（平成 24 年 10 月１日条例第 35 号）第９条に基づき、環境の保全及び創造*に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、同条例第３条の３つの基本理念の実現を目指すための計画です。

「久喜市総合振興計画*」の下位計画として、また「久喜市都市計画マスタープラン*」、「久喜市緑の基本計画*」、「久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等の環境に係る計画との整合を図った計画として策定します。なお、施策の進捗状況を把握するための環境指標は、関連計画における目標値等との整合性を考慮して設定します。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の３に基づく「地球温暖化対策実行計画*（区域施策編）」を内包した計画とし、市の事務事業における温室効果ガス排出量削減に関する「第２次久喜市環境保全率先実行計画*（地方公共団体実行計画（事務・事業編））」との整合を図ります。

■久喜市環境基本計画の位置付け

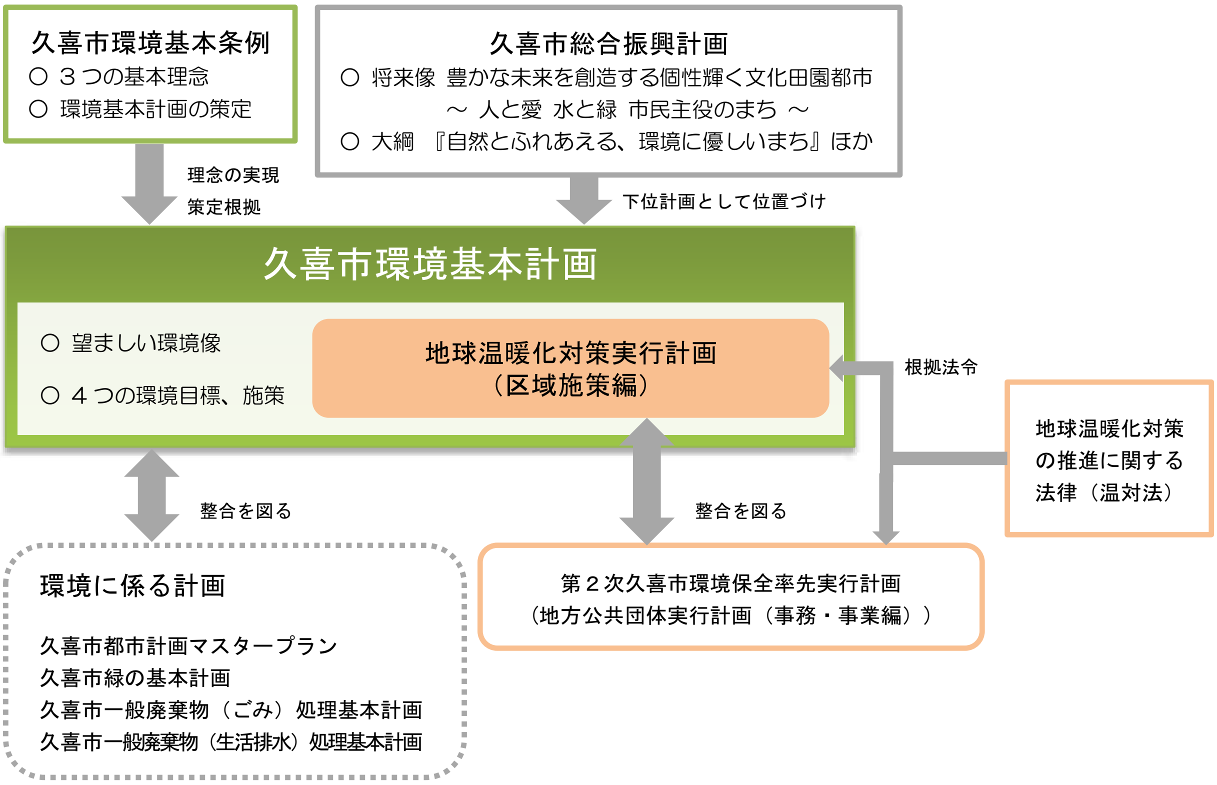

3. 計画の対象範囲

環境問題は広範囲にわたっており、一人ひとりの生活に身近な問題から、地球温暖化*や生物多様性*などの空間的・時間的スケールの大きな地球規模の問題まで様々です。

本計画では、以下に示す環境問題の分野を対象範囲とします。

環境問題の分野	キーワード
地球環境の保全	地球温暖化対策、再生可能エネルギーなど
廃棄物・リサイクル対策などの物質循環	循環型社会、ごみの減量や再使用、リサイクル、ポイ捨て、不法投棄など
自然環境の保全と 自然とのふれあい推進	河川・用排水路・池沼・湿地、野生生物、生物多様性の保全、公園、自然環境保全地区、保存樹木・樹林、環境保全型農業、景観、歴史的文化的環境など
大気環境などの保全	大気汚染対策（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなど）、騒音・振動、悪臭など
化学物質などの管理	ダイオキシン類、有害汚染物質（ベンゼンなど）、PM2.5、アスベスト、野焼き、PRTR など
水環境、土壌環境、 地盤環境の保全	水質保全、生活排水処理対策、土壌汚染、地盤沈下など
放射性物質による環境汚染への対応	空間放射線量、放射性物質検査など

4. 計画の期間

「久喜市環境基本計画」の計画期間は、平成 25（2013）年度から平成 34（2022）年度の 10 年間としています。

見直しを行ったこの改訂による計画期間は、平成 30（2018）年度から計画期間終了の平成 34（2022）年度の 5 年間とします。

5. 計画の構成

第１章　計画の基本的事項

1. 計画改訂の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の対象範囲
4. 計画の期間
5. 計画の構成

第２章　環境の現状と課題

1. 本市の環境特性
2. 本市のこれまでの取組み
3. 改訂の課題

↓

第３章　計画の目標

1. 基本理念及び目標

望ましい環境像：水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、
未来につなぐまち『久喜』

2. 施策体系

↓

第４章　施策の展開

環境目標Ⅰ　地球にやさしい循環型のまち
環境目標Ⅱ　豊かな自然と人がともに生きるまち
環境目標Ⅲ　健康で安全に暮らせるまち
環境目標Ⅳ　みんなで取り組む環境づくりのまち

第５章　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 基本的事項
2. 温室効果ガス排出量の現状及び将来推計
3. 温室効果ガス排出量の削減目標
4. 地球温暖化対策における計画の体系

↓

第６章　計画の推進

1. 推進体制
2. 計画の進行管理

第 2 章　環境の現状と課題

1. 本市の環境特性

（1）　位置及び地勢

本市は、都心まで約 50km、埼玉県の東北部に位置し、東は幸手市及び茨城県五霞町、南は蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市に接しています。

面積は 82.41km^2、市域は東西に約 15.6km、南北に約 13.2km にわたり、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地*などの低地からなるほぼ平坦地です。北には利根川が流れ、市内には中川、青毛堀川、備前堀川、野通川、元荒川のほか、葛西用水路や見沼代用水などの多くの河川や用水路に恵まれています。

本市周辺は地盤の沈降運動が盛んな地域であるため、昔の地盤が沈み、その上を河川などにより運ばれた堆積物が覆い、台地と低地の高さの差がなくなっています。台地、河川沿いにある自然堤防、高柳や西大輪に見られる河畔砂丘において、わずかに地盤が高くなっています。

■ 埼玉県における本市の位置

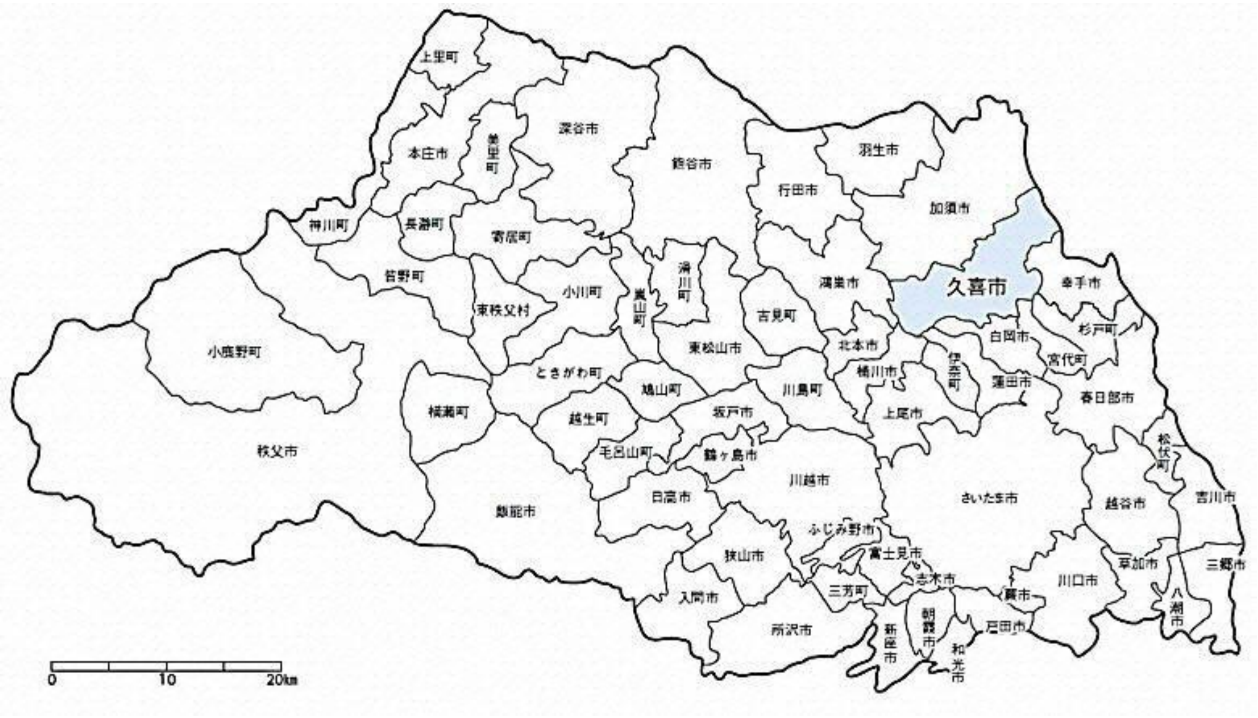

（2）　人口及び世帯数

平成 29（2017）年 1 月 1 日現在の人口は 154,241 人（住民基本台帳人口）、世帯数は 64,318 世帯となっています。人口は近年減少する傾向にありますが、世帯数は増加しています。

■ 本市の人口と世帯数の推移（各年 1 月 1 日現在）

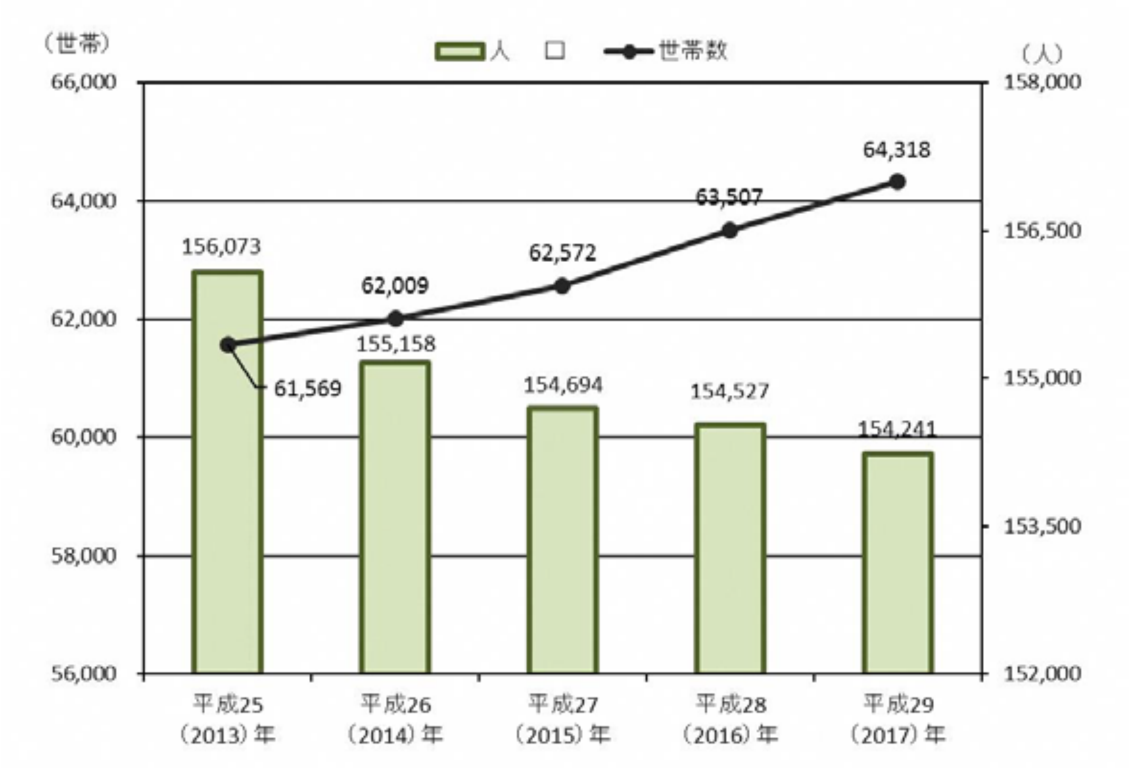

(3)　土地利用

平成 29（2017）年 1 月 1 日現在の地目別土地面積の割合は、田・畑の合計が 43.5％、宅地が 27.5％です。

都市計画用途地域は、市域の 23.9%が市街化区域に指定されています。市街化区域の用途地域の構成比は、住居系が 75.2%、商業系が 3.7%、工業系が 21.1%となっています。

本市の土地利用の状況は、近年、宅地造成などにより田畑の減少が進んでいます。

■ 地目別土地面積（平成 29（2017）年 1 月 1 日現在）

地目別		面積(㎡)	構成比(%)
田・畑		35,846,394	43.5
宅地		22,701,516	27.5
その他	池沼	810,968	1.0
	山林・原野	369,237	0.4
	雑種地	15,297,056	18.6
	その他	7,384,829	9.0
総数		82,410,000	100.0

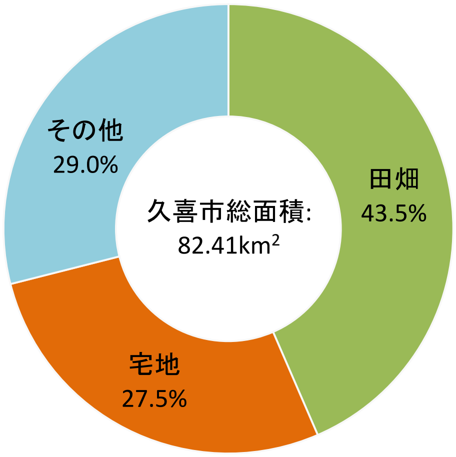

出典：資産税課

■ 都市計画用途地域面積（平成 29（2017）年 2 月 1 日現在）

区分		面積(ha)	全面積での構成比(%)	市街化区域での構成比(%)
市街化区域		1,970	23.9	—
	住居系地域	1,480.7	18.0	75.2
	商業系地域	73.5	0.9	3.7
	工業系地域	414.5	5.0	21.1
市街化調整区域		6,270	76.1	—
合計		8,240	100.0	100.0

※都市計画決定の際に、市街化区域及び市街化調整区域の面積はそれぞれ整数で算出し、住居系地域などの各用途地域の面積は、小数第 1 位で算出することから、四捨五入の都合で、本市の総面積などと一致しません。

出典：都市計画課

（4） 産業構造

平成 27（2015）年国勢調査の本市の就業者人口（平成 27（2015）年 10 月 1 日現在）は 74,872 人です。第一次産業（農林漁業）は 1,757 人で 2.5%、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は 18,451 人で 26.3%、第三次産業（卸売・小売業、サービス業など）は 50,054 人で 71.2%です（各産業の構成割合は、分類不能の産業の就業者数を含めない割合です）。

平成 26（2014）年度の本市の総生産は 481,342 百万円です。産業別の構成比を埼玉県と比較すると、第二次産業の割合が高く、第三次産業の割合が低いことが特徴です。

■ 平成 26（2014）年度の本市及び埼玉県の総生産

地区名	実数（百万円）				構成比（%）		
	総生産	第一次生産	第二次生産	第三次生産	第一次生産	第二次生産	第三次生産
久喜市	481,342	3,387	158,245	314,218	0.7	32.9	65.3
埼玉県	20,914,429	115,781	5,180,210	15,379,791	0.6	24.8	73.5

※推計上付加価値の一部が重複しているため、総生産と産業別内訳の総計とは一致しません。

出典：平成 26 年度埼玉の市町村民経済計算

（5）　交通

本市は、JR 宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線が乗り入れ、市内に３路線５駅を擁しているほか、東北縦貫自動車道（以下「東北道」という。）や首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）、国道４号、国道 122 号、国道 125 号といった広域幹線道路が整備されており、高い交通利便性を有しています。

圏央道の整備にあわせ、新たに「菖蒲南部産業団地」や「清久工業団地周辺地区」といった田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、交通の要衝としての利便性を生かしたまちづくりを推進しています。

（6）　生活環境

かつての公害は、産業活動に伴って排出されたばい煙による大気汚染や化学物質の流出による水質汚濁が主でしたが、法律や自治体の条例による厳しい規制や、産業界の努力によって急速に改善され、その発生源が工場や事業所という例が少なくなりました。

近年の主な公害の原因は、一般家庭の日常生活にあり、発生源、被害ともに、市民というケースが多くなっています。

平成 28（2016）年度の公害苦情受付件数は 168 件で、前年度より 22 件減少しています。苦情内容をみると、不法投棄*が最も多く 74 件、次いで大気汚染が 56 件、騒音・振動が 24 件、水質汚濁が７件、悪臭が７件となっています。

■　公害苦情種類別受付件数

	平成 25(2013)年度	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度
大気汚染	35	47	53	56
水質汚濁	3	2	1	7
悪臭	19	16	24	7
騒音・振動	29	28	33	24
地盤沈下	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0
不法投棄	61	72	73	74
その他	43	33	6	0
合計	190	198	190	168

出典：環境課

（7） 自然環境

本市は、河川や池沼、葛西用水路、見沼代用水などの水系に恵まれ、屋敷林や社寺林などの樹林地や豊かな農地が広がっています。これらの水と緑は、暮らしに潤いを与えるだけでなく、生きものたちの生息・生育基盤となっています。

本市では、生物多様性*の確保のため、「指定希少野生生物種*」４種（植物３種、動物１種）を、特に保護する必要がある種として指定しています。

また、在来の生物・生態系*に害を及ぼす特定外来生物*の防除にも取り組んでいますが、アライグマなどの生息数は増加傾向にあり、その影響が懸念されています。

平成 26（2014）年度には「久喜市緑の基本計画*」を策定し、水と緑のまちづくりを推進しています。豊かな自然環境を将来の市民に継承していくための「自然環境保全地区*」の指定などを進めていますが、市内の緑の面積は減少傾向にあります。

■指定希少野生生物種（指定日　平成 22（2010）年 2 月 1 日）

分類	種類	科名	レッドデータブック	
			環境省	埼玉県
植物	カワラマツバ（川原松葉）	アカネ科	なし	絶滅危惧ⅠB類
	コキツネノボタン（子狐の牡丹）	キンポウゲ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
	ヒメシロアサザ（姫白阿佐佐）	ミツガシワ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
動物	ミドリシジミ（緑小灰蝶）	シジミチョウ科	なし	準絶滅危惧

カワラマツバ

コキツネノボタン

ヒメシロアサザ

ミドリシジミ

出典：久喜市緑の基本計画（久喜市　平成 26（2014）年 11 月　P21）

2. 本市のこれまでの取組み

（1） 環境指標の達成状況

久喜市環境基本計画では、目指すべき未来の本市の環境の姿として、望ましい環境像「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を掲げています。

この実現のため、4つの分野ごとの基本となる「環境目標」を定め、実現の手段として「主な実施方策」を設定し、「環境指標」による目標管理を行うことで施策の進捗状況を評価しています。

環境基本計画に基づくこれまでの取組み状況について、平成 29（2017）年度の中間目標に対する平成 28（2016）年度における達成状況は以下のとおりです。

なお、「指標総数」は各分野の指標数を示し、「評価」欄の数字は各評価に当てはまる指標の数を示しています。

平成 28（2016）年度における達成状況の評価

◎：平成 29（2017）年度の中間目標を達成している。
△：平成 23（2011）年度より改善しているが、中間目標には至っていない。
×：平成 23（2011）年度より悪化している、もしくは変化なし。

■環境指標の達成状況

環境目標名	指標総数	評価			達成率※2
		◎	△	×	
環境目標Ⅰ 地球にやさしい循環型のまち	11 （12）※1	5	4	2	45%
環境目標Ⅱ 豊かな自然と人がともに生きるまち	13	6	3	4	46%
環境目標Ⅲ 健康で安全に暮らせるまち	8	5	0	3	63%
環境目標Ⅳ みんなで取り組む環境づくりのまち	6	3	0	3	50%
計	38 （39）※1	19	7	12	50%

※1 中間目標の設定のない指標を含めた指標数。
※2 達成率は指標総数（中間目標の設定のない指標を除いた数）のうち、評価が◎の割合とした。

環境目標Ⅰ　地球にやさしい循環型のまち

Ⅰ-1. 地球温暖化対策

環境指標名	単位	平成 23（2011）年度	現状 平成 28（2016）年度	中間目標 平成 29（2017）年度	達成状況
温室効果ガス排出量	千 t-CO_2	913.3（平 21(2009)）	―（平 27(2015)）	―	―
市内循環バス乗車人数	人	152,876	157,992	161,000	△
低公害車導入率	%	50.0	91.2	70	◎
地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	%	8.1	15.2	10.1	◎
グリーン購入率	%	78.2	73.5	95 以上	×
小・中学校における環境学習の実施数	回	145	162	150	◎
市民を対象とする環境学習会の開催数	回	14	11	15	×

Ⅰ-2. 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及

環境指標名	単位	平成 23（2011）年度	現状 平成 28（2016）年度	中間目標 平成 29（2017）年度	達成状況
太陽光発電システムの最大出力（累計）	kW	1,202.2	3,799.4	4,950	△
太陽光発電システムを導入した市有施設数（累計）	箇所	9	20	18	◎
LED 照明を導入した市有施設数（累計）	箇所	12	57	26	◎

Ⅰ-3. 循環型社会の形成

環境指標名	単位	平成 23（2011）年度	現状 平成 28（2016）年度	中間目標 平成 29（2017）年度	達成状況
市民一人１日当たりのごみ排出量（資源物を除く）	g	517	468	428	△
再生利用率（リサイクル率）	%	30.9	31.5	38.5	△

環境目標Ⅱ　豊かな自然と人がともに生きるまち

Ⅱ-1. 生物の多様性の確保

環境指標名	単位	平成23（2011）年度	現状 平成28（2016）年度	中間目標 平成29（2017）年度	達成状況
自然に配慮した水辺環境の整備延長（累計）	km	約17.3	約18.3	約22.5	△
「ふゆみず田んぼ」の実験田数（累計）	箇所	0	0	1	×
野生生物生息空間数（累計）	箇所	2	3	3	◎
自然観察会参加者数	人	65	68	70	△
環境関係住民団体数	団体	6	5	7	×

Ⅱ-2. 身近な緑の保全と創造

環境指標名	単位	平成23（2011）年度	現状 平成28（2016）年度	中間目標 平成29（2017）年度	達成状況
都市公園の整備（供用）面積	㎡	606,302	637,755	633,000	◎
公園管理団体数	団体	54	145	80	◎
自然環境保全地区の指定数（累計）	箇所	3	5	6	△
保存樹木数（累計）	本	261	232	280	×
市民農園整備面積（累計）	㎡	17,729	18,929	18,929	◎
環境保全型農業推進事業実施面積	a	353	1,207	380	◎

Ⅱ-3. 景観の保全と形成

環境指標名	単位	平成23（2011）年度	現状 平成28（2016）年度	中間目標 平成29（2017）年度	達成状況
観光交流振興事業の参加者数	人	200,000	180,000	225,000	×
地区計画を定めている地区数（累計）	地区	12	15	12以上	◎

Ⅲ-1. 大気環境の保全・交通対策

環境指標名	単位	平成23（2011）年度	現状 平成28（2016）年度	中間目標 平成29（2017）年度	達成状況
大気・悪臭関係の苦情件数	件	79	63	79以下	◎
騒音・振動関係の苦情件数	件	20	24	20以下	×

Ⅲ-2. 水環境の保全

環境指標名	単位	平成23（2011）年度	現状 平成28（2016）年度	中間目標 平成29（2017）年度	達成状況
水質関係の苦情件数	件	6	7	6以下	×
河川の水質基準達成率	%	76.0	84.4	77.0	◎
河川清掃への参加者数	人	2,840	3,122	2,900	◎
農業集落排水処理を含む下水道普及率	%	77.9	77.1	79.1	×
農業集落排水処理を含む水洗化率	%	91.5	93.3	92.4	◎

Ⅲ-3. 土壌・地盤の保全

環境指標名	単位	平成23（2011）年度	現状 平成28（2016）年度	中間目標 平成29（2017）年度	達成状況
地下水揚水量	m^3/日	14,490	3,805	11,610	◎

Ⅳ-1.環境保全活動の普及・啓発

環境指標名	単位	平成23（2011）年度	現状 平成28（2016）年度	中間目標 平成29（2017）年度	達成状況
環境関係住民団体数（再掲）	団体	6	5	7	×
ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加者人数	人	20,597	24,582	20,700	◎
不法投棄苦情件数	件	17	74	17以下	×

Ⅳ-3.環境教育・環境学習の推進

環境指標名	単位	平成23（2011）年度	現状 平成28（2016）年度	中間目標 平成29（2017）年度	達成状況
小・中学校における環境学習の実施数（再掲）	回	145	162	150	◎
市民を対象とする環境学習会の開催数（再掲）	回	14	11	15	×

Ⅳ-5.環境マネジメントシステムの運用の促進

環境指標名	単位	平成23（2011）年度	現状 平成28（2016）年度	中間目標 平成29（2017）年度	達成状況
市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）	t-CO_2	11,807（平22（2010)）	11,012	11,223以下	◎

(2)　久喜市環境基本計画に基づく取組みの成果

環境目標Ⅰ　地球にやさしい循環型のまち

主な実施方策	取組みの成果
Ⅰ-1.　地球温暖化対策	● 市の公用車におけるハイブリッド自動車などの低公害車*導入率は目標を上回る 91.2%となり、公共交通利用やアイドリング・ストップ*、ノーカーデー*の呼びかけ等を通して移動手段における低炭素化に寄与した。 ● 市の事務事業からの温室効果ガス排出量は減少しており、市が率先して環境に配慮した行動を実施した。
Ⅰ-2.　再生可能エネルギー・省エネルギーの普及	● 太陽光発電*システムに加え、平成 27（2015）年度からは補助対象機器を拡大し、市民の再生可能エネルギー*及び省エネルギー機器*の導入を促進した。 ● 太陽光発電*システム及びＬＥＤ照明*を導入した市有施設数は目標を達成しており、率先的に導入した。
Ⅰ-3.　循環型社会の形成	● 市民一人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 23(2011)年度より減少した。 ● ごみの分別方法、出し方についての周知のほか、平成 28（2016）年度にはごみ分別アプリを作成し一層の周知を図った。

環境目標Ⅱ　豊かな自然と人がともに生きるまち

主な実施方策	取組みの成果
Ⅱ-1.　生物多様性の確保	● 自然に配慮した水辺環境の整備延長（累計）は平成 23(2011)年度より増加した。 ● 公園での外来生物*の駆除やビオトープ*の管理などを実施し、野生生物の生息・生育空間の確保に努めた。
Ⅱ-2.　身近な緑の保全と創造	● 市で管理する都市公園*の整備（供用）面積は 637,755m^2、公園管理団体数は 145 団体となり、目標を上回った。 ● 自然環境保全地区*の指定数（累計）は平成 23(2011)年度から 2 か所増え、5 か所となった。 ● 環境保全型農業*推進事業実施面積は大幅に増加し、1,207a となった。
Ⅱ-3.　景観の保全と形成	● ホームページやイベント等で周知を行うなど、田園風景、歴史的文化的景観保全のための取組みを実施した。 ● 平成 28（2016）年度に、新たに 3 地区に地区計画*を定め、地区の特性に応じた緑豊かな住宅市街地や環境に配慮した工業団地の形成への誘導を図った。
Ⅱ-4.　歴史的文化的環境の保全	● 指定文化財*の保存、公園の維持管理を適切に実施した。

環境目標Ⅲ　健康で安全に暮らせるまち

主な実施方策	取組みの成果
Ⅲ-1.大気環境の保全・交通対策	● 大気・悪臭関係の苦情件数は減少しており、目標を達成した。 ● 平成25（2013）年に策定した「久喜市化学物質ガイドライン」を活用し周知を図った。
Ⅲ-2.水環境の保全	● 河川の水質基準達成率は84.4%となり目標を上回った。 ● 農業集落排水処理*を含む水洗化率*は93.3%となり、目標を達成した。
Ⅲ-3.土壌・地盤の保全	● 地下水揚水量は県水*への切り替えにより減少し、3,805m^3/日となった。
Ⅲ-4.放射性物質による環境汚染への対応	● 空間放射線量、食品及び水の放射線量等の各種測定を実施し、適切な情報提供を図った。

環境目標Ⅳ　みんなで取り組む環境づくりのまち

主な実施方策	取組みの成果
Ⅳ-1.環境保全活動の普及・啓発	● ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動*参加者人数は目標を上回る24,582人となった。 ● 放置自転車台数は平成23(2011)年度の632台に対し、平成28（2016）年度が314台と減少した。
Ⅳ-2.環境情報の適切な伝達・共有	● 広報紙やホームページでの情報提供、環境の年次報告書「久喜市の環境」の作成・公表を実施した。
Ⅳ-3.環境教育・環境学習*の推進	● 小・中学校における環境学習*の実施数は目標を上回る162回となった。
Ⅳ-4.環境に配慮した事業活動の啓発	● 環境情報や各種制度、事例紹介等の情報提供を行った。
Ⅳ-5.環境マネジメントシステムの運用の促進	● 市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量は11,012t-CO_2となり、目標を達成した。

3. 改訂の課題

環境目標Ⅰ　地球にやさしい循環型のまち

- 温室効果ガス削減のためには、エネルギー使用量の削減が不可欠ですが、市だけでなく、市民・事業者に対する省エネルギー行動などの啓発等の取組みが一層求められています。
- 国・埼玉県・近隣市町との連携した地球温暖化対策が求められています。
- 市民・事業者における、再生可能エネルギー*及び省エネルギー機器*の普及拡大の取組みが必要です。
- 市民一人１日当たりのごみ排出量は減少傾向にありましたが、平成２４（2012）年度以降は横ばいであり、また、リサイクル*率も横ばいであることから、ごみの排出量の削減やリサイクル*率の向上の取組みが求められています。

環境目標Ⅱ　豊かな自然と人がともに生きるまち

- 本市の自然環境の特性を生かし、農地や樹林地、水辺における生物多様性*を確保するための取組みの推進が求められています。
- 自然環境保全地区*の状況や指定希少野生生物種*の生育・生息状況について、継続的な調査をする必要があります。
- 市内にある、緑豊かな自然環境を保全するための取組みの拡大が求められています。
- 緑の基本計画と整合を図り、水と緑のネットワーク*形成の取組みをさらに推進する必要があります。

環境目標Ⅲ　健康で安全に暮らせるまち

- 公害苦情件数は横ばいではありますが、大気環境、騒音・振動などの監視を継続し、対策を進めることで、良好な生活環境を保全することが求められています。
- 河川の水質基準達成率は 84.4%となり、改善がみられますが、さらなる生活排水対策や流域市と協力し、水質の向上に努めていくことが必要です。
- 交通対策として、公共交通や自転車・低公害車*の利用を促進する取組みが必要です。

環境目標Ⅳ　みんなで取り組む環境づくりのまち

- 住みよいまちづくりの実現のため、市だけでなく、市民・事業者が主体的に取り組む必要があります。
- 省エネルギー*や生物多様性*の保全、公害防止など様々な分野において環境に配慮した産業活動を実践するため、事業者への情報提供の強化が求められています。
- 市は、第２次久喜市環境保全率先実行計画*に基づき、率先して計画に取り組むとともに、目標の達成が求められています。

第３章　計画の目標

1. 基本理念及び目標

（1） 基本理念

久喜市環境基本条例では、環境の保全及び創造*について、基本理念を定め、市と市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造*に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進して、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に、３つの基本理念を示しています。

この理念の実現を目指し、環境の保全及び創造*に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

■　「久喜市環境基本条例」の３つの基本理念

１　環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の恵沢（けいたく）を享受するとともに、人類の存続基盤である環境を将来の世代へ継承していくことを目的として推進されなければならない。

２　環境の保全及び創造は、自然の再生能力や浄化能力を超えることのないよう、すべての人々の協働により環境への負荷を低減し、持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。

３　環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、国際的な認識や協力のもとに推進されなければならない。

（2） 望ましい環境像及び環境目標

「望ましい環境像」とは、久喜市環境基本条例の基本理念を実現するため“目指すべき未来の本市の環境の姿”です。

本計画では、“水と緑が豊かで美しい農的・田園的な風景・環境”の中に、“住みやすいまちが調和”した本市の環境を、誇りとして守り・育て、未来の子どもたちに引き継いでいくことを表すものとして、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を望ましい環境像として掲げ、施策を推進してきました。

自然環境と都市環境の調和した住みよいまちづくりを、行政だけでなく市民・事業者のみなさんの参加のもと進めていくというメッセージが込められたこの望ましい環境像を引き継ぎ、実現を目指していきます。

「望ましい環境像」のもと、環境課題を解決していくために、課題に対応した４つの分野ごとの基本となる目標 ＝「環境目標」を定めました。

久喜市の望ましい環境像

水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』

環境課題の解決

持続可能な社会の形成に関する分野

環境目標Ⅰ
地球にやさしい循環型のまち

自然との共生社会の形成に関する分野

環境目標Ⅱ
豊かな自然と
人がともに生きるまち

生活の安全・安心の確保に関する分野

環境目標Ⅲ
健康で安全に暮らせるまち

環境づくりの取組みに関する分野

環境目標Ⅳ
みんなで取り組む
環境づくりのまち

2. 施策体系

望ましい環境像

水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』

【環境目標】	【主な実施方策】
Ⅰ．地球にやさしい循環型のまち 	1．地球温暖化対策 (1)地球温暖化対策の取組み促進 (2)地球環境問題に関する啓発 2．再生可能エネルギー･省エネルギーの普及 (1)再生可能エネルギー･省エネルギー導入の促進 (2)公共施設での再生可能エネルギーなどの率先導入 3．循環型社会の形成 (1)ごみの適正処理の充実 (2)ごみ減量・リサイクルの推進
Ⅱ．豊かな自然と人がともに生きるまち 	1．生物多様性の確保 (1)水辺環境の保全 (2)身近な野生生物の保護 (3)環境教育・啓発 2．身近な緑の保全と創造 (1)公園、沿道や公共施設などの緑化の推進 (2)樹林地や屋敷林などの保全の推進 (3)市内の緑化と環境保全型農業の推進 3．景観の保全と形成 (1)美しい景観の保全と形成 (2)景観保全意識の向上 4．歴史的文化的環境の保全
Ⅲ．健康で安全に暮らせるまち 	1．大気環境の保全・交通対策 (1)公害などの環境対策の充実 (2)化学物質などについての情報提供、啓発 2．水環境の保全 (1)公共用水域の水質保全 (2)生活排水処理対策の推進 3．土壌・地盤の保全 4．放射性物質による環境汚染への対応
Ⅳ．みんなで取り組む環境づくりのまち 	1．環境保全活動の普及・啓発 (1)環境保全活動の推進 (2)環境保全意識の向上による住みやすいまちづくり 2．環境情報の適切な伝達・共有 3．環境教育・環境学習の推進 4．環境に配慮した事業活動の啓発 5．環境マネジメントシステムの運用の促進 (1)市の環境対策の率先実行 (2)環境マネジメントシステムの適切な運用

第４章　施策の展開

環境目標Ⅰ　地球にやさしい循環型のまち

持続可能な社会の形成に関する分野

　持続可能な社会とは、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全され、一人ひとりが幸せを実感できる暮らしを継承することができる社会です。
　人の活動による環境負荷を減らし、限りある資源を有効活用できるよう、日々の暮らしの中で行動できる「地球にやさしい循環型のまち」を目指します。

1. 地球温暖化対策

（1）　地球温暖化対策の取組み促進
（2）　地球環境問題に関する啓発

2. 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及

（1）　再生可能エネルギー・省エネルギー導入の促進
（2）　公共施設での再生可能エネルギーなどの率先導入

3. 循環型社会の形成

（1）　ごみの適正処理の充実
（2）　ごみ減量・リサイクルの推進

<現状と課題>

本市では、地球温暖化対策実行計画*（区域施策編）に基づき、市内の温室効果ガス削減に取り組んできましたが、市域の温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。市の事務事業においては、率先的な取組みにより温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

わが国の地球温暖化対策計画では、達成すべき中期目標として、温室効果ガス排出量を平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減することが掲げられ、家庭部門*及び業務その他部門*からの大幅な排出削減が求められており、目標達成のためには市民・事業者の取組み促進が不可欠です。

本市では、省エネルギー活動の取組みの促進や、緑化の推進などに取り組んできましたが、さらなる対策強化のため、低炭素型のライフスタイルへの転換や、建築物の省エネルギー*化、交通の低炭素化、省エネルギー型の事業活動の推進などの取組みを一層進めていく必要があります。

<環境指標>

環境指標名	単位	現状 平成28(2016) 年度	目標 平成34(2022) 年度	備考
温室効果ガス排出量	千 t-CO_2	－ （平27(2015)）	969	平成34(2022)年度目標は、基準年度（平成25(2013)年度）の15%減（排出量は、市民・事業者を含む市域全体の数値）
市内循環バス乗車人数	人	157,992	169,000	市内循環バスの年間乗車人数
低公害車導入率	%	91.2	100	市保有車における低公害車（九都県市指定低公害車・低燃費車などを含む）導入の割合
地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	%	15.2	17.0	小・中学校の学校給食における市内農産物使用割合
グリーン購入率	%	73.5	95以上	市におけるグリーン購入率
小・中学校における環境学習の実施数	回	162	170以上	小・中学校における環境学習を実施した年間の回数
市民を対象とする環境学習会の開催数	回	11	16	市民を対象とする環境学習会を開催した年間の回数

※環境指標の温室効果ガス排出量は、第5章 地球温暖化対策実行計画*（区域施策編）と整合性を図り、平成34(2022)年度における削減目標（短期目標）を採用しています。

※環境指標の市内循環バス乗車人数、地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合は、「久喜市総合振興計画*（後期）」と整合性を図り、共通の指標を採用しています。

実施方策（１） 地球温暖化対策の取組み促進

「温室効果ガス*」削減のために、地球温暖化対策実行計画*（区域施策編）に基づき、市民・事業者の取組みを促進するとともに、「第２次久喜市環境保全率先実行計画*」により、行政の率先行動を推進します。

また、関係機関との連携強化を図るほか、公共交通機関の利用しやすいまちづくりを推進することで、市民・事業者におけるマイカーの利用率低減を目指します。

①「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、市民・事業者の取組みを促進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○低炭素型のライフスタイルを目指し、省エネルギー行動を支援します。 ・埼玉県の「埼玉版家庭のエコ診断*」の紹介 ・エコライフＤＡＹ*の普及・啓発 ○移動手段における低炭素化を推進し、環境に配慮した交通を実現します。 ・市内循環バスなどの公共交通機関の利用促進 ・市民・事業者の低公害車*の利用促進 ・次世代自動車（電気自動車、燃料電池車など）の普及 ・エコドライブ*（アイドリング・ストップ*など）の呼びかけ ・ノーカーデー*の実施及び啓発 ・短距離の移動時、徒歩・自転車を利用しやすいまちづくり ○緑化推進事業などによる二酸化炭素吸収量の増進を図ります。 ・保存樹木・保存樹林などの所有者及び新たに生垣を設置する方への奨励金の交付 ・緑化を推進するために、苗木を配布	環境課 生活安全課 商工観光課 建設管理課 道路河川課 都市整備課 公園緑地課

②「第２次久喜市環境保全率先実行計画」により行政の率先した取組みを実施します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○環境に配慮した各種公共工事の設計、施工を行います。 ○交通の流れを円滑にする道路の新設、改良に努めます。 ○市保有車の低公害車*の導入を推進します。 ○エコマーク*商品を選択し、グリーン調達*を実施します。 ○緑のカーテン*事業を実施します。 ○学校給食・公立保育園給食における地元農産物の利用など、地産地消*事業を推進します。	環境課 管財課 保育課 道路河川課 学校給食課 公共工事関係部署

③関連機関との連携強化により、地球温暖化対策の取組みを実施します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○市民、事業者との連携のほか、国、県、隣接市町との連携強化により、地球温暖化対策の取組みを実施します。	環境課

実施方策（２） 地球環境問題に関する啓発

地球温暖化*をはじめとした地球環境問題*を考え、行動する契機となるよう、市民・事業者への積極的な情報提供、環境教育・環境学習*の推進を図ります。

また、地球環境問題*に関する情報を提供します。

①地球環境問題に関する環境教育・環境学習を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○地球温暖化対策のための国民運動「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」（クールチョイス）*の普及・啓発に努めます。 ○環境教育・環境学習*の機会の増進を図り、市民の省エネルギー行動を促進します。 ○小・中学校での環境教育・環境学習*を通じて地球環境問題*の意識の向上を図ります。	環境課 指導課 生涯学習課 中央公民館

②地球環境問題に関する情報を提供します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○広報紙やホームページなどを利用して適切な情報を提供します。	環境課

<市民・事業者の取組み>

市民・事業者

○電気・ガス・灯油などのエネルギーの節約を心がけます。
○バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。
○エコドライブ*（アイドリング・ストップ*など）を心がけます。
○車の購入や買い替えの際には、低公害車*を購入するように努めます。

市民

○地球環境に配慮した日常生活を送るように努めます。
○エコマーク*やグリーンマークのついた環境にやさしい商品の利用に努めます。

事業者

○省エネルギー*と地球温暖化*に配慮した事業活動に努めます。
○物流の効率化を図り、車両の走行量を抑制します。

Ⅰ-2　再生可能エネルギー・省エネルギーの普及

＜現状と課題＞

わが国のエネルギー自給率はわずか 6%程度であり、エネルギー自給率の向上が課題の一つとされています。

そこで、再生可能エネルギー*の普及のため、平成 24（2012）年度から固定価格買取制度がスタートし、太陽光発電*システムをはじめとした再生可能エネルギー*の導入が進んでいます。再生可能エネルギー*は自立分散型エネルギーとして、地域におけるエネルギーの地産地消*に貢献するとともに、災害時には自立可能なエネルギーとして役立ちます。

本市では、公共施設に率先して太陽光発電*システムを導入しているほか、照明器具の LED 化を実施しています。

また、住宅用家屋に太陽光発電*システムを設置する市民に対して補助金を交付し、導入の促進をしてきました。平成 27（2015）年度からは、住宅用エネルギーシステム設置費補助金として、対象機器を拡大しています。

市民・事業者が、より一層のエネルギー使用量の削減や低炭素なエネルギーの選択に取り組むことができるよう、支援の強化が望まれます。

＜環境指標＞

環境指標名	単位	現状 平成 28(2016) 年度	目標 平成 34(2022) 年度	備考
太陽光発電システムの最大出力（累計）	kW	3,799.4	5,950.0	市補助金を交付した住宅用太陽光発電システムの最大出力
市内の再生可能エネルギーの導入容量	kW	34,686	46,000	市内の太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入容量（固定価格買取制度設備導入状況の数値）
太陽光発電システムを導入した市有施設数（累計）	箇所	20	30	
LED 照明を導入した市有施設数（累計）	箇所	57	99	

※環境指標の太陽光発電*システムの最大出力*（累計）は、「久喜市総合振興計画*（後期）」と整合性を図り、共通の指標を採用しています。

実施方策(1)　再生可能エネルギー・省エネルギー導入の促進

住宅用エネルギーシステムを設置する市民に対する補助金の交付や、事業者が再生可能エネルギー*や省エネルギー*の導入に取り組むための情報提供を行い、導入の促進を図ります。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○事業者への再生可能エネルギー*・省エネルギー*の普及拡大のため、国や県の助成制度等の情報を提供します。 ○太陽光発電*システム等の住宅用エネルギーシステムを設置する方に対し、補助金を交付します。	環境課

実施方策(2)　公共施設での再生可能エネルギーなどの率先導入

本市が保有する公共施設において、設備の更新時期や改修の機会をとらえ、太陽光発電*システム等の導入を検討するほか、照明の LED 化、高効率空調機などの省エネルギー*型の機器を導入し、エネルギー使用量の削減を図ります。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○公共施設に率先して太陽光発電*システムや太陽熱利用*システムなどを導入します。 ○公共施設の照明器具や電球をＬＥＤ照明*などに切り替えるとともに、環境負荷の低い空調・機械設備を導入します。 ○道路・公園等の屋外照明機器のＬＥＤ化を推進します。	環境課 道路河川課 都市整備課 公園緑地課 施設の管理部署

<市民・事業者の取組み>

市民・事業者

○照明器具の交換の際は、ＬＥＤ照明*などの省エネルギー機器*の導入に努めます。

○太陽光発電*システムや太陽熱利用*システムなどの導入に努めます。

Ⅰ-3　循環型社会の形成

<現状と課題>

循環型社会*とは、ごみをなるべく出さず、可能な限り資源を再利用し、適切に処理を行うことで、環境への負荷*が少ない社会のことを指します。このような循環型社会*の形成のためには、これまでのライフスタイルや経済活動を見直すことが必要です。

現在、久喜宮代衛生組合により、「久喜宮代清掃センター」、「菖蒲清掃センター」、「八甫清掃センター」の３つの施設でごみ処理を行っています。さらに、ごみの資源化を推進するために、家庭や事業所への生ごみ処理機器購入費の補助などにも取り組んでいます。

平成 28（2016）年度における本市の市民一人 1 日当たりのごみ排出量は 468g、再生利用*率は 31.5%に対し、埼玉県の一人 1 日当たりのごみ排出量は 531g、再生利用*率は 24.7%（いずれも平成 27（2015）年度の数値）であったことから、本市は埼玉県と比較してごみの減量化・資源化が進んでいます。

また、本市では「久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成 28（2016）年度に策定し、ごみ減量化・資源化の取組みを推進するとともに、新たなごみ処理施設の整備や災害廃棄物処理計画の策定を進めています。

今後も、循環型社会*の形成を目指すため、継続的に啓発活動やごみの減量化・資源化の取組みを推進する必要があります。

<環境指標>

環境指標名	単位	現状 平成 28(2016) 年度	目標 平成 34(2022) 年度	備考
市民一人１日当たりのごみ排出量（資源物を除く）	g	468	415 以下	
再生利用率（リサイクル率）	%	31.5	34.6	

※環境指標の市民一人１日当たりのごみ排出量（資源物を除く）、再生利用率（リサイクル率）*は、「久喜市総合振興計画*（後期）」と整合性を図り、共通の指標を採用しています。

実施方策(１)　ごみの適正処理の充実

「久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬及び安全かつ適切な中間処理を維持します。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○久喜宮代衛生組合により、ごみ収集の安全かつ効率的な体制の整備など、ごみの適正処理を推進します。 ○資源の持ち去り防止のためパトロール等の対策を強化します。 ○高齢化等の社会状況に対応した収集・運搬を実施します。	ごみ処理施設建設推進課 久喜宮代衛生組合

実施方策（２） ごみ減量･リサイクルの推進

市と衛生組合が連携し、ごみの発生抑制*、減量、リサイクル*の徹底のため、各種事業の実施や意識啓発を図ります。

①「久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づく施策を展開します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○リサイクル*の目標など、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と整合した施策を展開します。	ごみ処理施設建設推進課 久喜宮代衛生組合

②分別排出の徹底などにより、ごみの発生抑制を実施します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○ごみの出し方、分別方法の啓発を行い、一人当たりのごみ排出量の削減を図ります。 ○多量排出者（事業者）へのごみ減量を指導します。	ごみ処理施設建設推進課 久喜宮代衛生組合

③市民・事業者及び行政の協働によるごみの減量化とリサイクルを推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○剪定枝のチップ化やたい肥化を推進します。 ○生ごみ処理機器の購入費補助*などを行い、生ごみの減量化・資源化を推進します。 ○資源集団回収事業をはじめとする地域のリサイクル*活動を促進します。 ・リサイクル*や再生資源事業者についての情報提供 ・資源集団回収事業報償金制度*の推進 ・「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰制度*」や、各種講座、キャンペーンの開催 ○循環型社会*の構築のため、従来のリデュース（減量）、リユース（再使用）*、リサイクル（再生利用）*に加え、リフューズ（不要なものは受け取らない*）、リペア（修理）*という概念を加えた「５Ｒ」の定着を図ります。 ・廃食油のリサイクル*を市民団体と協働で実施 ・ノーレジ袋キャンペーンの実施 ・５Ｒの普及・啓発 ・市民間での物品の再使用*の推進 ○広報紙やホームページ、環境講座や出前講座などを通じて、ごみの減量やリサイクル*、食品ロス*に関する情報を提供し、意識啓発を図ります。	環境課 ごみ処理施設建設推進課 久喜宮代衛生組合

<市民・事業者の取組み>

市民

〇ごみを適正に分別し、ごみの減量とリサイクル*に努めます。

〇資源ごみの回収など、地域の活動に進んで参加・協力します。

〇生ごみをたい肥化し、家庭菜園などで有効利用します。

〇リサイクル製品の購入やグリーン購入*に努めます。

〇家庭内での食品ロス*の削減に努めます。

事業者

〇廃棄物の排出抑制と資源化の促進に努めます。

〇産業廃棄物*は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に収集・運搬、処分を委託します。

〇事業系一般廃棄物*は、久喜宮代衛生組合に直接持ち込むか、許可を受けた一般廃棄物*処理業者に処理を依頼します。

〇リサイクル製品の製造や販売、再生資源の積極的利用など、リサイクル*の促進に努めます。

〇製品の購入に際しては、グリーン調達*に努めます。

〇フードバンク*の活用により、食品ロス*の削減に努めます。

環境目標Ⅱ　豊かな自然と人がともに生きるまち

自然との共生社会の形成に関する分野

　市内には、河川や用排水路、池沼、湿地などの水辺や屋敷林、農地などの緑豊かな景観が広がっています。自然環境を保全し、次代に継承するために、水辺や緑を生かした田園環境と都市的環境が共存するまちづくりを行います。

1.　生物多様性の確保

（1）　水辺環境の保全
（2）　身近な野生生物の保護
（3）　環境教育・啓発

2.　身近な緑の保全と創造

（1）　公園、沿道や公共施設などの緑化の推進
（2）　樹林地や屋敷林などの保全の推進
（3）　市内の緑化と環境保全型農業の推進

3.　景観の保全と形成

（1）　美しい景観の保全と形成
（2）　景観保全意識の向上

4.　歴史的文化的環境の保全

Ⅱ-1　生物多様性の確保

＜現状と課題＞

生物多様性*の確保について、わが国では、「生物多様性基本法*」に基づき、「生物多様性国家戦略*2012-2020」を平成24（2012）年度に閣議決定し、生物多様性*に関する世界目標である愛知目標*の達成に向けた取組みを推進しています。しかし、地球規模生物多様性概況第４版による評価では、進捗状況は目標達成には不十分であると結論づけられ、さらなる行動が必要とされています。

本市では、豊かな水辺環境・農業生態系の保全や自然環境保全地区*の指定、希少野生生物種*の指定、外来生物*対策などの取り組みを進めてきましたが、継続的な自然環境調査による現状の把握、市民団体との協働のほか、野生鳥獣による農作物への被害等が新たな課題となっています。

＜環境指標＞

環境指標名	単位	現状 平成28(2016) 年度	目標 平成34(2022) 年度	備考
自然に配慮した水辺環境の整備延長（累計）	km	約18.3	約22.5以上	多自然型護岸などの整備延長（目標値の増加分は、鷲宮地区の青毛堀川改修計画分）
「ふゆみず田んぼ」の実験田数（累計）	箇所	0	2	
野生生物生息空間数（累計）	箇所	3	4	（小学校などのビオトープ数は含まれていません。）
自然観察会参加者数	人	68	80	環境学習の中の自然観察会（環境課主催）の参加者の年間合計
環境関係住民団体数	団体	5	8	市から補助を受けている河川などの保全団体

※環境指標の環境関係住民団体数は、「久喜市総合振興計画*（後期）」と整合性を図り、共通の指標を採用しています。

実施方策（1） 水辺環境の保全

市内の多くの河川や用排水路、池沼、湿地*などの様々な水辺環境を保全し、生物とふれあうことができる場として活用します。

①河川、用排水路、池沼、湿地などの水辺環境の保全を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○自然に配慮した水辺環境の保全と整備を推進します。 ・香取公園、古久喜公園、沼井公園の保全 ・多自然型護岸*の整備 ・用排水路などの整備に際して環境に配慮した工事（2 面柵渠など）を実施	農業振興課 道路河川課 公園緑地課

②水辺の再生維持管理を促進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○冬期通水により、河川の適正な水量を確保します。 ○河川、用排水路、池沼などの水質を継続して監視します。 ○水質汚濁の原因となる水の滞りを防止するために、河川、用排水路などを浚渫します。 ○市民や事業者の参加による自主的な河川浄化・保全活動を支援します。	環境課 農業振興課 道路河川課

実施方策（2） 身近な野生生物の保護

市内には、多くの野生生物が生息・生育しており、その中には希少な生物もみられます。生息・生育状況を調査し、その情報を集約・共有することで、市・市民・事業者が一体となって野生生物の保護に取り組みます。

①野生生物の生息空間（ビオトープ）の保全と保護を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○生態系*に配慮した工事を実施します。 ○河川、用排水路、農地などの野生生物の生息空間（ビオトープ*）を保全し、「エコロジカル・ネットワーク*」を形成します。 ○コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム*の参加市として、構成市と連携を図りながら、「ふゆみず田んぼ」を実験的に実施し、コウノトリの採餌環境づくりに努めます。 ○自然環境保全地区*の候補地の公募や調査を実施します。 ○自然環境保全地区*の所有者などに奨励金を交付します。 ○「指定希少野生生物種*」の生息・生育調査を継続的に実施するとともに、指定を継続し、保護を呼びかけます。また、貴重な自然・野生生物に関する情報を提供します。 ○外来生物*に関する情報提供を行い、市民からの目撃情報等を収集・活用します。特定外来生物*の駆除を行います。	環境課 農業振興課 道路河川課 都市整備課 公園緑地課 施設の管理部署

②農業生態系を保全します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○農地の持つ多面的機能を維持発揮するため、地域の協働活動を支援します。 ○減農薬、減化学肥料による農業を推進します。 ○野生鳥獣による農業被害や環境への影響を軽減するため、必要に応じて捕獲等の対策を行います。	環境課 農業振興課

実施方策(3) 環境教育・啓発

生物多様性*の保全に向けた取組みの促進のためには、生物多様性*への理解を深めることが必要です。

生物多様性*の重要性やその役割について、市民・事業者への啓発や次代を担う子ども達への教育など、環境教育・環境学習*を推進します。

また、環境保全団体などを育成・支援します。

①環境教育・環境学習を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○小・中学校での環境教育・環境学習*などを通じて環境意識を高めます。 ・学校ビオトープ*を推進し、環境教育*に活用します。 ○公立保育園の日常保育における自然体験を通して、環境教育*を推進します。 ・自然観察など自然とのふれあいを取り入れた保育の実施 ○自然観察会などを通じて自然環境や生物多様性*の保全の大切さを啓発します。 ○自然観察池や親水*型の散策場所、遊歩道を整備し、自然体験型の環境学習*の場を提供します。	環境課 保育課 道路河川課 公園緑地課 指導課

②保全活動を支援します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○環境保全団体などを育成・支援します。 ○河川や用排水路、池沼、湿地*などの水辺環境を保全する活動に補助します。	環境課

<市民・事業者の取組み>

市民・事業者

○身近な緑や野生生物などの自然を大切にします。
○自然観察会や環境学習会などに参加し、環境保全意識を高めるとともに、自然環境を保全する活動に進んで参加します。
○地域の河川や用排水路、池沼、湿地*などの環境を維持するために、河川などの環境保全活動や普及・啓発活動に努め、清掃活動などに進んで参加します。

Ⅱ-2　身近な緑の保全と創造

＜現状と課題＞

本市では、平成 26（2014）年 11 月に「久喜市緑の基本計画*」を策定し、水と緑のまちづくりを推進するため、道路沿道や公園などの公共空間の緑化のほか、緑のカーテン*の啓発や苗木の配布等による私有地の緑化推進、自然環境保全地区*の指定などに取り組んできました。

また、市内の樹木や樹林について、所有者または管理者から申し出を受け、樹木の高さや樹林の面積などの指定基準を満たしているものを指定・保存し、奨励金を交付しています。

平成 28（2016）年度の市民一人当たりの都市公園*面積は 7.82m^2で、県民一人当たりの都市公園*面積 6.86m^2（平成 28（2016）年３月末現在）より高い値となっています。

一方、本市の総面積の約４割を占める田畑は減少傾向にあり、耕作放棄地が増加していることから、農地や点在する樹林地を保全し、それらの緑をつなぐことで、市内の緑を守り育て、増やしていく必要があります。

＜環境指標＞

環境指標名	単位	現状 平成 28(2016) 年度	目標 平成 34(2022) 年度	備考
都市公園の整備（供用）面積	㎡	637,755	686,000	市が管理する都市公園の整備（供用）面積
公園・緑地等整備数（累計）	箇所	283	289	
市民一人当たりの都市公園面積	㎡	7.82	8.34	市及び県が管理する市民一人当たりの都市公園面積
公園管理団体数	団体	145	145	公園維持管理業務などの委託契約を締結した住民団体数
自然環境保全地区の指定数（累計）	箇所	5	10 以上	
保存樹木数（累計）	本	232	250 以上	
市民農園整備面積（累計）	㎡	18,929	19,709	市民農園維持管理運営事業による４か所の整備面積の合計
環境保全型農業推進事業実施面積	a	1,207	1,240	減農薬、減化学肥料などの栽培を実施した面積

※環境指標の都市公園*の整備（供用）面積、公園管理団体数は、「久喜市総合振興計画*（後期）」と整合性を図り、共通の指標を採用しています。

※環境指標の自然環境保全地区*の指定数（累計）、保存樹木数（累計）は、「久喜市緑の基本計画*」と整合性を図った指標を採用しています。

実施方策（1） 公園、沿道や公共施設などの緑化の推進

市の管理する道路や公共施設における緑化を推進するほか、市民参加によってその維持管理を行う体制を拡充し、市域全体で緑を守っていきます。

①自然と親しめる公園や沿道、その他公共施設の緑化を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○公園や公共空間の緑化を推進します。 ・緑のカーテン*事業を実施します。【再掲】 ・公園内の緑化の推進 ・街路樹による道路の緑化 ○屋敷林や社寺林、公園・緑地、水田・畑などを保全し、河川敷や道路沿いの緑化の推進により「水と緑のネットワーク*」を形成します。	環境課 農業振興課 道路河川課 公園緑地課 施設の管理部署

②市民参加による維持管理体制を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○道路里親制度*を推進します。 ○公園の地元管理を推進します。	建設管理課 公園緑地課

③「久喜市緑の基本計画」と整合した施策を展開します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○「久喜市緑の基本計画*」に基づき、緑地の保全、緑化の推進、生物多様性*の確保、水と緑のネットワーク*の形成などに関する各施策を総合的、計画的に実施します。	環境課 農業振興課 道路河川課 都市整備課 公園緑地課 施設の管理部署

実施方策（2） 樹林地や屋敷林などの保全の推進

本市に点在する樹林地や屋敷林を、重要な緑の拠点として各種の指定制度により保全します。

①自然環境保全地区の指定を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○自然環境保全地区*の候補地の公募や調査を実施します。【再掲】 ○自然環境保全地区*の所有者などに奨励金を交付します。【再掲】	環境課

②保存樹木・保存樹林の指定を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○保存樹木・保存樹林の保全と保護に努めます。 ○保存樹木・保存樹林などの所有者に奨励金を交付します。【再掲】	環境課

実施方策（３） 市内の緑化と環境保全型農業の推進

市民・事業者による緑化推進を支援するほか、環境保全型農業*の推進など、農業の振興を図り、本市の代表的な緑である農地を保全します。

①一般家庭や工場・事業所などの緑化を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○生垣設置を推奨し、奨励金を交付します。【再掲】 ○緑化を推進するために、苗木を配布します。【再掲】 ○樹木を有効利用し緑の保全を図るために、「緑のリサイクル事業*」を推進します。 ○市民農園を整備し、貸付けを推進します。 ○県の緑化計画届出制度により、一定規模以上の建築を行う場合の緑化を指導します。	環境課 農業振興課

②環境負荷の少ない環境保全型農業を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○減農薬、減化学肥料による農業を推進します。【再掲】 ○優良農地を保全し、遊休農地*の解消や発生防止活動により、耕地利用率の向上を図ります。 ○環境負荷の低減に配慮した取組みをしている農業者に対し、補助を行います。	農業振興課 農業委員会

<市民・事業者の取組み>

市民・事業者

○公園や道路などの適切な維持管理に協力します。

○緑の大切さを理解し、緑化活動に進んで参加します。

○不要となった樹木を必要とする方に提供するなど、できるだけ切らないように努めます。

○農薬や化学肥料の使用を減らすように努めます。

事業者

○工場や事業所の緑化に努めるとともに、適正に維持管理します。

Ⅱ-3　景観の保全と形成

<現状と課題>

豊かな田園風景や地域の歴史と自然が調和した景観は、本市の魅力のひとつです。

本市では、田園景観を活用した「あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル」、「久喜市れんげ祭り」等の観光交流振興事業や観光農園などの推進をしています。

平成 28（2016）年度には、新たに３地区に地区計画*を定め、地区の特性に応じた緑豊かな住宅市街地や環境に配慮した工業団地の形成への誘導を図りました。

今後も、「埼玉県景観計画*」と整合し、地域の魅力を高める良好な景観の保全・形成が望まれます。

<環境指標>

環境指標名	単位	現状 平成 28(2016) 年度	目標 平成 34(2022) 年度	備考
観光交流振興事業の参加者数	人	180,000	250,000	あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバルなどの参加者数
地区計画を定めている地区数（累計）	地区	15	15	

※環境指標の地区計画*を定めている地区数（累計）は、「久喜市総合振興計画*（後期）」と整合性を図り、共通の指標を採用しています。

実施方策（１） 美しい景観の保全と形成

観光農業の推進や条例に基づく指導などを通した市街地の景観づくりにより、本市の良好な景観を保全し、形成します。

①美しい田園景観や歴史的文化的景観を保全します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○身近な自然と気軽にふれあえる農的環境を生かした観光農業の推進や環境に配慮した産業の振興を図ります。 ・観光農園の推進 ・遊休農地*などへの景観形成作物*の作付けの推進 ・観光交流振興事業（あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル、久喜市れんげ祭りなど）の推進	商工観光課 農業振興課

②埼玉県景観計画と整合した景観施策に取り組みます

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○「圏央道沿線区域」、「圏央道以北高速道路沿線区域」として、良好な景観の保全・形成を図ります。 ○埼玉県景観条例に基づき、建物や工作物の指導を行います。 ○埼玉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の面積、色彩などの指導を行います。	都市計画課 建築審査課

③地域の歴史や自然との調和に配慮したまちなみづくりを推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○都市計画マスタープラン*と連携した特色ある市街地の景観づくりを推進します。 ○地区の特性に応じた地区計画*制度の導入により、緑豊かな住宅市街地や環境に配慮した工業団地の形成を図ります。 ○潤いのある道路景観づくりを推進します。	道路河川課 都市計画課 都市整備課 公園緑地課

実施方策(２) 景観保全意識の向上

市民・事業者の景観保全意識を高めるため、広報やイベント等での普及・啓発を実施します。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○広報紙やホームページなどにより市民や事業者などの景観保全意識を啓発します。 ○久喜市民まつり、久喜市菖蒲産業祭、栗橋やさしさ・ときめき祭り、わしのみやコスモスフェスタでの苗木の配布などを通じて、環境配慮意識の向上を図ります。	環境課 建設管理課 都市計画課

<市民･事業者の取組み>

市民・事業者

○周囲の景観に配慮した建物などの建築に努めます。

○休耕田や休耕地に花を咲かせるなど、景観形成に努めます。

市民

○しみん農園や観光農園を積極的に利用します。

事業者

○看板や広告などの設置にあたっては、周辺の景観と調和するように配慮します。

Ⅱ-4 歴史的文化的環境の保全

<現状と課題>

本市は、国指定文化財（国認定重要美術品含む）が６件、県指定文化財が 19 件、市指定文化財が 72 件あり、貴重な文化財*を多く有しています。

また、神社とその周りを取り囲む社寺林など、自然環境と一体になっている天然記念物*などの文化財*が多くみられることから、それら歴史的文化的環境の保全が求められています。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○自然環境と一体になっている文化財*を保全します。 ○文化財*を巡る歩道整備を推進します。	都市計画課 都市整備課 公園緑地課 文化財保護課

環境目標Ⅲ　健康で安全に暮らせるまち

生活の安全・安心の確保に関する分野

　大気汚染や水質汚濁などの防止を通じて、安全で快適な生活環境の保全が進められています。市民や事業者などの協力により大気汚染、騒音や水質汚濁などの公害防止対策を推進していきます。

1.　大気環境の保全・交通対策

（1）　公害などの環境対策の充実
（2）　化学物質などについての情報提供、啓発

2.　水環境の保全

（1）　公共用水域の水質保全
（2）　生活排水処理対策の推進

3.　土壌・地盤の保全

4.　放射性物質による環境汚染への対応

Ⅲ-1　大気環境の保全・交通対策

＜現状と課題＞

市内には、県の常時監視測定局が２か所設置され、大気環境がモニタリング*されています。また、本市においても、簡易法による調査を４か所で実施し、監視を行っています。

近年、大気の環境基準*は概ね達成していますが、光化学オキシダント*は全国的にも環境基準*を達成していません。平成 28（2016）年度の埼玉県北東部地域においては、光化学スモッグ*予報１回、注意報１回が発令されました。

また、圏央道の開通により、本市の交通環境の利便性が向上している一方で、平成 28（2016）年度の自動車交通騒音において、２地点で環境基準*の超過がみられました。

公害苦情件数は横ばいではありますが、良好な生活環境を保全するために、大気環境、騒音・振動などの定期的な監視を継続し、公害などの環境対策を進める必要があります。

＜環境指標＞

環境指標名	単位	現状 平成 28(2016) 年度	目標 平成 34(2022) 年度	備考
大気・悪臭関係の 苦情件数	件	63	50 以下	大気汚染・悪臭関係の公害苦情受付件数
騒音・振動関係の 苦情件数	件	24	20 以下	騒音・振動関係の公害苦情受付件数
大気の環境基準達成率	%	81.3	81.3	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの環境基準の達成割合

実施方策（１） 公害などの環境対策の充実

大気環境、騒音・振動などの定期的な監視を継続するとともに、適切な指導を実施します。

①大気汚染状況を継続して監視します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○大気汚染物質の継続的な調査を実施します。 ○光化学スモッグ*による健康被害防止のため、発生状況を周知します。 ○微小粒子状物質（ＰM2.5*）の発生状況を周知します。 ○野焼き*に対する環境パトロールの実施などにより指導を継続します。	環境課

②騒音・振動、悪臭対策を充実します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○自動車などの騒音・振動の継続的な調査を実施します。 ○圏央道やそれに伴う工業団地整備により増加が予想される自動車交通への監視を強化します。 ○自動車交通公害対策の一環として街路樹を適正に管理します。 ○公共交通や自転車、低公害車*などの利用を促進します。 ○公共工事の杭打ちによる騒音・振動や空調設備運転などによる騒音に配慮した設計、施工を行います。 ○民間工事における杭打ちによる騒音・振動や空調設備運転などによる騒音に対して、指導を実施します。 ○公共工事において低公害車*などの利用を促進します。	環境課 生活安全課 道路河川課 営繕課 都市整備課

③有害化学物質などを継続して監視します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○環境大気中のダイオキシン類*、ベンゼン*などの有害大気汚染物質の継続的な調査を実施します。 ○アスベスト（石綿）*の対策・取組みを継続します。 ・石綿セメント管使用の水道管更新時には適正に処理	環境課 水道施設課

実施方策（2） 化学物質などについての情報提供、啓発

化学物質に関する適切な情報を提供し、市民・事業者の化学物質に対する理解の向上を図ります。

①化学物質についての適切な情報を提供します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○市民・事業者へ化学物質についての効果的な情報を提供します。	環境課

②環境リスクなどの情報を共有し、相互理解を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○環境汚染物質排出・移動登録（ＰＲＴＲ）*などの取組みの紹介や「久喜市化学物質ガイドライン」の活用を通じ、化学物質の環境リスク対策を推進します。 ○化学物質の環境リスクの周知や、県が進める環境コミュニケーション*を推進します。	環境課

<市民・事業者の取組み>

市民

○バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。

○ごみの自家焼却は行いません。

○農薬、化学肥料、殺虫剤、塗料などの化学物質を含む製品の使用を減らすように努め、やむを得ず使用する際は、適正な用法、用量を守ります。

○化学物質を含む製品を廃棄する際には、販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼します。

事業者

○通勤の際に、公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。

○物流の効率化を図り、車両の走行量を抑制します。

○焼却炉やボイラーは、適正な燃焼管理と排ガス処理を行います。

○有機溶剤などの化学物質を含む排水を適正に処理します。

○化学物質の管理体制を整え、使用量を把握します。

Ⅲ-2　水環境の保全

＜現状と課題＞

本市では、市独自の水質測定を、市内 36 河川（用排水路を含む）42 か所、池沼 4 か所、合計 46 か所で実施しています。

平成 28（2016）年度の水質汚濁に関する苦情件数は 7 件ありますが、河川における水質は概ね良好な状況です。

水質汚濁の主な原因は、工場や事業所からの排水や、家庭からの生活排水であることから、本市では、下水道の整備や合併処理浄化槽*の普及などの対策を積極的に行ってきました。

引き続き、水洗化率*の向上を図るほか、日常生活において市民一人ひとりが水質保全の意識の向上を図るための取組みが必要です。

＜環境指標＞

環境指標名	単位	現状 平成 28(2016) 年度	目標 平成 34(2022) 年度	備考
水質関係の苦情件数	件	7	4 以下	水質汚濁関係の公害苦情受付件数
河川の水質基準達成率	%	84.4	78.0	河川の水質調査検体に対する環境基準の達成割合
河川清掃への参加者数	人	3,122	3,200	青毛堀川などの河川清掃への参加者数
農業集落排水処理を含む下水道普及率	%	77.1	78.8	公共下水道及び農業集落排水の処理区域内人口／行政区域内人口
農業集落排水処理を含む水洗化率	%	93.3	93.6	公共下水道及び農業集落排水の利用人口／公共下水道及び農業集落排水の処理区域内人口

※環境指標の河川の水質基準達成率は、「久喜市総合振興計画*（後期）」と整合性を図り、共通の指標を採用しています。

実施方策(1)　公共用水域の水質保全

水質汚濁の原因は、工場や事業所の排水と家庭から排出される生活排水に区分されます。

河川や用排水路などの定期的な水質調査による監視に努め、良好な水環境を維持します。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○河川、用排水路、池沼などの水質を継続して監視します。【再掲】 ○水質汚濁の原因となる水の滞りを防止するために、河川、用排水路などを浚渫します。【再掲】 ○冬期通水により、河川の適正な水量を確保します。【再掲】	環境課 農業振興課 道路河川課

実施方策(2)　生活排水処理対策の推進

下水道整備などのハード面の対策のほか、ソフト面の対策として日常の暮らしの中での水質保全のための行動促進、普及・啓発に取り組みます。

①埼玉県生活排水処理施設整備構想を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○下水道整備だけでなく、農業集落排水処理*や合併処理浄化槽*の適正な維持管理などを含めた生活排水処理*の普及を図ります。	下水道業務課 下水道施設課

②河川汚濁の主な原因である生活排水処理対策を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○公共下水道供用開始区域や農業集落排水処理*区域内の水洗化を促進します。 ○合併処理浄化槽*の普及を促進します。 ・既存単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽*への転換措置の推進 ○浄化槽の適正な管理など、各家庭における生活排水処理*対策についての啓発活動を実施します。 ○洗剤*は、石けんなどの分解性の高いものを適切な量で使用することを呼びかけます。	環境課 下水道業務課 下水道施設課

<市民・事業者の取組み>

市民・事業者

○河川や水路の清掃など、良好な維持管理に進んで参加します。

市民

○合併処理浄化槽*を適正に管理します。

○洗剤*は、石けんなどの分解性の高いものを適量使用します。

事業者

○水質汚濁関連の公害関係の法令・条例などを守り、事業活動を行います。

○排水処理施設の維持管理を行い、排水を適正に処理します。

○商店や事業所からの排水を減らすように努めます。

<現状と課題>

本市では、土壌汚染対策法に基づき、事業者への指導等の取組みを行っており、平成28（2016）年度における土壌汚染に対する苦情は０件でした。

本市を含む埼玉県東北部は、加須低地及び中川低地と呼ばれる軟弱地盤地帯であり、地盤沈下*の影響が表れやすい地域とされていることから、市内には県が設置・管理している観測井が６か所あり、監視が行われています。

本市の水道は、地下水から県水*に切り替え、計画的に地下水を取水することにより地下水揚水量は減少しており、平成 28（2016）年度における地盤沈下*に対する苦情は０件でした。

今後も、良好な土壌・地盤の保全をするための継続的な取組みが求められます。

<環境指標>

環境指標名	単位	現状 平成 28(2016) 年度	目標 平成 34(2022) 年度	備考
地下水揚水量	㎥/日	3,805	3,200	水道の水源計画における１日最大の地下水揚水量 9,540 ㎥/日

① 土壌の環境を保全します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○土壌汚染対策法に基づき指導します。	環境課

② 地盤を保全します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○地盤沈下*量を継続的に監視します。 ○地下水を計画通り取水することにより地下水揚水量を維持します。 ○地下水位低下工法による液状化*対策事業の実施に伴い、地下水位及び地盤沈下*量についてモニタリング*調査を行います。	環境課 都市整備課 水道施設課

<市民･事業者の取組み>

市民・事業者

○雨水貯留槽や節水器具を設置し、水の再利用や有効利用を行い、節水に努めます。

市民

○炊事や洗濯を工夫することにより水を再利用し、節水に努めます。

<現状と課題>

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質*は、広範囲に環境汚染をもたらしました。

現在、県による空間放射線量の測定が実施されており、本市においても定期的な空間放射線量の測定を実施しています。

平成 28（2016）年度における空間放射線量等の測定結果について、基準を超過した箇所はありませんでした。

また、給食食材や水道水の放射性物質*の検査などを継続的に実施し、その情報を提供しています。

市民の安全・安心な暮らしを守るため、今後も各種測定を継続し、状況に応じた適切な対応が求められます。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○放射性物質*による環境汚染の状況を把握するため、空間放射線量の測定を実施し、基準を超えた場合、除染をします。 ○市民へ放射線量測定器の貸出しを行います。 ○小・中学校における給食食材の放射性物質*検査を実施します。 ○保育園における給食食材の放射性物質*検査を実施します。 ○市民の希望により、持ち込まれる食品及び飲料物の放射性物質*検査を実施します。 ○校庭など土壌中の放射性物質*測定を実施します。 ○水道水の放射性物質*検査を実施します。 ○各清掃センターでの焼却灰などの放射性物質*測定を実施します。 ○放射性物質*について、国、県などから必要な情報収集に努めます。 ○市民への適切な情報提供に努めます。	環境課 生活安全課 保育課 中央保健センター 建設管理課 公園緑地課 水道施設課 学務課 学校給食課 久喜宮代衛生組合

<市民・事業者の取組み>

市民・事業者

○放射線量などについて、広報紙やホームページなどを利用して情報を確認するように努めます。

環境目標Ⅳ　みんなで取り組む環境づくりのまち

環境づくりの取組みに関する分野

市・市民・事業者それぞれが主体となって環境について考え、行動して住みよいまちづくりに取り組みます。

1. 環境保全活動の普及・啓発

（1）　環境保全活動の推進
（2）　環境保全意識の向上による住みやすいまちづくり

2. 環境情報の適切な伝達・共有

3. 環境教育・環境学習の推進

4. 環境に配慮した事業活動の啓発

5. 環境マネジメントシステムの運用の促進

（1）　市の環境対策の率先実行
（2）　環境マネジメントシステムの適切な運用

Ⅳ-1　環境保全活動の普及・啓発

＜現状と課題＞

市・市民・事業者それぞれが主体となって環境について考え、環境をより良くするために行動することが、地域の環境保全の基礎となります。

本市では、市民・事業者における行動の契機として、環境保全活動の普及・啓発に取り組んできました。また、ポイ捨てによるごみの散乱や不法投棄*、放置自転車、空き家などの問題は、市だけでは解決が難しく、市民・事業者の参加と行動が不可欠であることから、一人ひとりが環境を保全する意識を高め、環境保全活動を積極的に推進していく必要があります。

＜環境指標＞

環境指標名	単位	現状 平成 28(2016) 年度	目標 平成 34(2022) 年度	備考
環境関係住民団体数（再掲）	団体	5	8	市から補助を受けている河川などの保全団体
ゴミゼロ・クリーン久喜 市民運動参加者人数	人	24,582	24,000	
不法投棄苦情件数	件	74	66 以下	不法投棄の公害苦情受付件数

※環境指標の環境関係住民団体数（再掲）、ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動*参加者人数は、「久喜市総合振興計画*（後期）」と整合性を図り、共通の指標を採用しています。

実施方策（1） 環境保全活動の推進

環境に関する学習の場の提供や環境イベント等の情報発信などにより環境保全意識を高めるほか、市民や市民団体の活動を促進します。

①環境保全活動の普及、促進を図ります

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○市民や事業者が取り組むことのできる環境保全活動の普及や環境意識の啓発活動を実施します。 ・環境講演会や環境学習会の開催 ・広報紙やホームページなどによる環境関連イベント情報の提供 ・環境への負荷*の低減に資する製品の利用の促進 ○市民や市民団体の自主的（ボランティア）な活動を促進します。 ・活動情報の紹介 ・公民館などの活動場所の提供 ・市民、事業者、行政による連携の促進 ○環境分野のリーダーを養成します。 ・埼玉県環境アドバイザー制度*の活用 ・県の実施する彩の国環境大学*、エコドライブアドバイザー*、川の国アドバイザー*について周知します。 ・環境学習会などによる環境分野の人材の養成 ・市と協力して緑豊かな環境を推進するボランティアとして緑の推進員*を委嘱	環境課 自治振興課 生涯学習課 中央公民館

②広域的に環境に関する取組みを行います

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○周辺自治体などとの相互交流を通じ、環境意識の高揚を図ります。	環境課 企画政策課

夏休みこども自然観察会

目でみる環境講座２
出典：久喜市の環境（平成 28 年度版）

実施方策（２） 環境保全意識の向上による住みやすいまちづくり

市だけでは解決の難しい個人のモラルやマナーの改善が必要となる課題について、市民・事業者とともに考え、行動する機会を通して住みよいまちづくりを進めます。

①環境にやさしいまちづくり活動を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動*をはじめとした環境にやさしいまちづくり活動を推進します。 ・ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動*の実施	環境課

②不法投棄をさせないまちを目指します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○不法投棄*監視体制を充実します。 ・不法投棄*に対する監視パトロールの強化 ・不法投棄*に対する防止の啓発（啓発看板の設置など）	環境課

③マナーアップで住みよいまちをつくります

具体的な取り組み・事業	主な担当部署
○ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動*をはじめとした環境にやさしいまちづくり活動を推進します。【再掲】 ・ポイ捨て・犬のふんの放置防止対策の強化 ・路上喫煙防止対策の強化 ・放置自転車対策の実施 ○広報紙やホームページなどでの啓発や犬のしつけ方教室などを実施することにより、動物愛護と適正飼育に関する意識の向上を図ります。 ○管理されていない空き家などの適正管理*を推進します。	環境課 生活安全課 建設管理課 都市整備課

<市民・事業者の取組み>

市民・事業者

○環境学習会などに出席し、地域で行う環境保全活動に進んで参加します。

○ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動*に進んで参加します。

○不法投棄*の監視パトロールなどに協力します。

○空き家・空き地の適正な管理をします。

市民

○環境リーダーとして地域で活動します。

事業者

○環境に配慮した製品開発・製造・販売に努めます。

<現状と課題>

本市では、「広報くき」やホームページを通じて市民・事業者に環境情報を提供するほか、「久喜市の環境」の作成・公表を通じて、本市の環境の現状を情報発信しています。

今後も、市民・事業者の環境に対する理解を深めるため、様々な媒体を通じた情報提供が望まれています。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○市民や事業者の目線での情報提供やイベントなどを開催します。 ・広報紙やホームページなどでの環境情報の充実 ・環境の年次報告書「久喜市の環境」の作成・公表 ・生涯学習出前講座*などでの環境情報の提供 ・小・中学校教育での環境情報の提供 ・図書館に環境学習*コーナーの設置	環境課 指導課 生涯学習課 中央図書館

<市民・事業者の取組み>

市民・事業者

○広報紙やホームページなどに掲載される環境情報を活用します。

○図書館の環境学習*コーナーを活用します。

広報くき（平成 30（2018）年 1 月号）

Ⅳ-3　環境教育・環境学習の推進

<現状と課題>

環境教育・環境学習*は、環境保全の取組みの基礎となります。

平成 28（2016）年度における小・中学校の環境学習*の実施数は 162 回で増加傾向にあります。一方で、市民を対象とする環境学習会の開催数は 11 回に留まっています。

次代を担う子ども達への環境教育*、市民を対象とする環境学習会などを通じて、環境保全に対する意識啓発が求められます。

<環境指標>

環境指標名	単位	現状 平成 28(2016) 年度	目標 平成 34(2022) 年度	備考
小・中学校における環境学習の実施数（再掲）	回	162	170 以上	小・中学校における環境学習を実施した年間の回数
市民を対象とする環境学習会の開催数（再掲）	回	11	16	市民を対象とする環境学習会を開催した年間の回数

①環境への理解を深め、環境保全に向けた参加と協力のための環境教育・環境学習を推進します

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○小・中学校における環境教育・環境学習*を推進・充実します。 ・自然観察やごみの分別の体験などの実施 ○公立保育園の日常保育における自然体験を通して、環境教育*を推進・充実します。 ・自然観察など自然とのふれあいを取り入れた保育の実施【再掲】 ・保育園生活におけるごみの分別体験などの実施 ○公民館事業や市民大学、高齢者大学などを通じての環境学習*機会の充実とボランティア活動者を育成します。 ○環境学習会などを通じて環境意識の向上を図ります。 ・環境講演会、環境講座、自然観察会などの開催	環境課 保育課 指導課 生涯学習課 中央公民館

②渡良瀬遊水地の積極的な活用

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○ラムサール条約*で湿地*登録された渡良瀬遊水地*の理解と環境意識の向上のため、渡良瀬遊水地*を積極的に活用し、環境学習*などを実施します。	環境課

<市民・事業者の取組み>

市民・事業者

○市民大学や環境講座などの環境学習*の場に進んで参加します。

○自然観察会や施設見学会に進んで参加します。

Ⅳ-4　環境に配慮した事業活動の啓発

<現状と課題>

本市の環境を保全するためには、市内の事業者における環境への配慮行動が不可欠です。

本市では、環境情報の提供や事例紹介などを通じた意識啓発や行動促進を行っており、それぞれの事業者による一層の環境に配慮した事業活動が求められています。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○環境に配慮した事業活動のための事業者への情報提供を行います。 ○事業者への環境配慮の事例などの紹介を通じて啓発を行います。	環境課 商工観光課

<事業者の取組み>

事業者

○職場で環境保全に関する研修や環境学習*を開催し、環境保全活動に積極的に参加・協力します。

○環境情報を提供するとともに、環境に配慮した事業活動を行います。

Ⅳ-5　環境マネジメントシステムの運用の促進

＜現状と課題＞

市の事務事業について、「第２次久喜市環境保全率先実行計画*」を策定し、「久喜市環境マネジメントシステム*」の運用により、温室効果ガス総排出量の削減などの取組みを推進しています。

今後も、「久喜市環境マネジメントシステム*」の適切な運用をするとともに、「第２次久喜市環境保全率先実行計画」の取組みを率先して実行することと、目標の達成が求められています。

＜環境指標＞

環境指標名	単位	現状 平成 28(2016) 年度	目標 平成 34(2022) 年度	備考
市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）	t-CO_2	11,012	11,746 以下	平成 34（2022）年度目標を平成 28（2016）年度現状値と同じ係数で換算すると 9,466

※環境指標の市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）は、「久喜市総合振興計画*（後期）」と整合性を図り、共通の指標を採用しています。

実施方策（１）　市の環境対策の率先実行

「第２次久喜市環境保全率先実行計画*」に基づき、市が率先して環境保全活動に取り組み、環境負荷を低減します。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○「第２次久喜市環境保全率先実行計画*」に従い、市が行う事務事業において、環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷*を低減します。	環境課（全部署）

実施方策（２）　環境マネジメントシステムの適切な運用

久喜市環境マネジメントシステム*の適切な運用のため、職員の教育・実践の徹底、内部監査員養成研修の充実を図ります。

具体的な取組み・事業	主な担当部署
○「第２次久喜市環境保全率先実行計画*」の目標を達成するために「久喜市環境マネジメントシステム*」を適切に運用します。 ・職員の教育・実践の徹底 ・内部監査員養成研修の充実	環境課

第5章　地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

1. 基本的事項

（1）　計画の背景

近年、地球温暖化対策は大きな転換点を迎えました。

国は平成 27（2015）年度に、「平成 42（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 26.0%削減」とする新たな目標を掲げました。

さらに、パリ協定*の採択・発効を受け、平成 28（2016）年には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、計画における長期目標では、平成 62（2050）年までに 80%の温室効果ガス排出量の削減を目指すとしています。

こうした背景に加え、国が地方公共団体の基本的役割として定める「温室効果ガス*の排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の推進」を踏まえ、本市においてもより一層の地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策実行計画*（区域施策編）を見直し、策定していきます。

また、計画に基づき、本市の環境の現状や課題を踏まえた施策を実施することで、市民・事業者に対し、環境変動に関連した安全・安心の提供、産業振興やエネルギーコストの削減、日常生活の利便性や快適性の向上などにつなげ、より豊かで魅力あるまちづくりを進めていきます。

（2）　位置付け

「地球温暖化対策実行計画*（区域施策編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、温室効果ガス排出抑制などを目的とした総合的かつ計画的な施策として策定するものです。

（3）　計画の期間と基準年度及び目標年度

「地球温暖化対策実行計画*（区域施策編）」の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間とし、計画の基準年度は平成 25（2013）年度とします。

なお、温室効果ガス排出量の現況値は、埼玉県による県内市町村の温室効果ガス排出量の公表時期を勘案し、平成 26（2014）年度の値を最新とします。

目標年度は、短期目標年度を計画期間の最終年度である平成 34（2022）年度、中期目標年度は、国の目標年度を踏まえて平成 42（2030）年度とします。

計 画 期 間：平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度
短期目標年度：平成 34（2022）年度
中期目標年度：平成 42（2030）年度

（4） 計画の対象範囲

対象とする温室効果ガス*は、地球温暖化対策の推進に関する法律に示された二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC_S）、パーフルオロカーボン（PFC_S）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）の７種類とします。

なお、地球温暖化係数とは、二酸化炭素（CO_2）を基準として、そのほかの温室効果ガス*が持つ地球温暖化*への影響力を示した数値です。

■部門別における発生する温室効果ガスの種類

部門・分野			温室効果ガス						
			CO_2	CH_4	N_2O	HFCs	PFCs	SF_6	NF_3
エネルギー起源 CO_2	産業部門	製造業	○						
		建設業・鉱業	○						
		農林業	○						
	業務その他部門		○						
	家庭部門		○						
	運輸部門	自動車	○						
		鉄道	○						
エネルギー起源 CO_2 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼		○	○				
		自動車走行		○	○				
	工業プロセス		○	○	○				
	農業分野	耕作		○	○				
		畜産		○	○				
	廃棄物分野	焼却処分	○	○	○				
		下水処理		○	○				
	代替フロン等４ガス分野					○	○	○	○

■温室効果ガスの種類

ガス種類	主な発生源		地球温暖化係数
二酸化炭素（CO_2）	エネルギー起源	電気、ガス、灯油、ガソリンなどの使用により排出される。	―
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却などにより排出される。	
メタン（CH_4）	燃料の燃焼、自動車の走行のほか、廃棄物の焼却・埋立などにより排出される。		25
一酸化二窒素（N_2O）	燃料の燃焼、自動車の走行のほか、廃棄物の焼却などにより排出される。		298
ハイドロフルオロカーボン（HFC_S）	ガスの製造時のほか、カーエアコンや冷蔵庫などの製造・使用・廃棄時等に排出される。		12～14,800
パーフルオロカーボン（PFC_S）	電子部品や半導体の製造時に使用され、ガスの製造時のほか、製品の製造・使用・廃棄時などに排出される。		7,390～17,340
六ふっ化硫黄（SF_6）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造などに使用され、ガスの製造時のほか、製品の製造・使用・廃棄時などに排出される。		22,800
三ふっ化窒素（NF_3）	液晶ディスプレイや半導体製造におけるドライエッチングやCVD 装置のクリーニングにおいて用いられ、ガスの製造時のほか、製品の製造時などに排出される。		17,200

※地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行例第４条による。

2. 温室効果ガス排出量の現状及び将来推計

（1） 温室効果ガス排出量の推移

①温室効果ガス総排出量

平成 25（2013）年度における本市の温室効果ガス総排出量は 1,140 千 t-CO_2でした。

ガス種別でみると総排出量の 95.4%が二酸化炭素となりました。この傾向は、埼玉県全体とほぼ同じです。

また、二酸化炭素排出量は 1,087 千 t-CO_2で、部門別内訳をみると、産業部門*が 46.9%と最も多く、次いで運輸部門*（21.2%）と家庭部門*（19.3%）となっています。

本市は、埼玉県全体と比べて、産業部門*の割合が高く、家庭部門*の割合が低いことが特徴となっています。

■温室効果ガス排出量のガス種別内訳（平成 25（2013）年度）

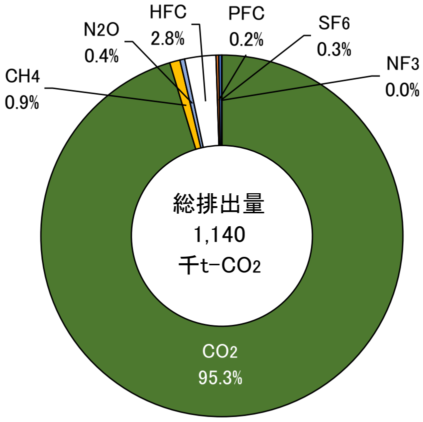

久喜市

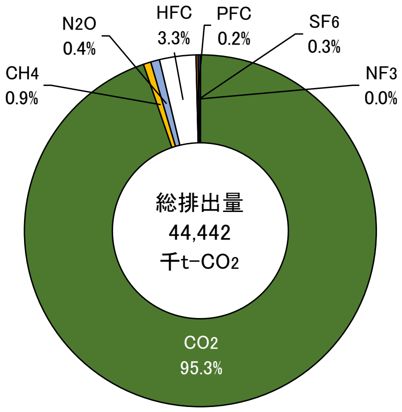

埼玉県

■二酸化炭素排出量の部門別内訳（平成 25（2013）年度）

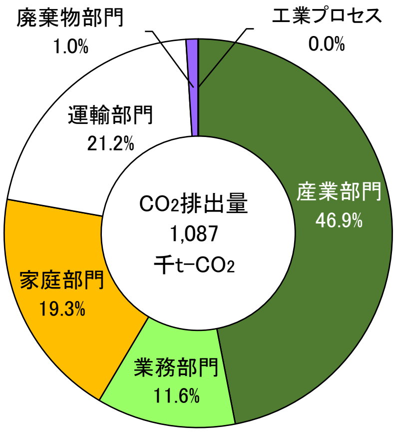

久喜市

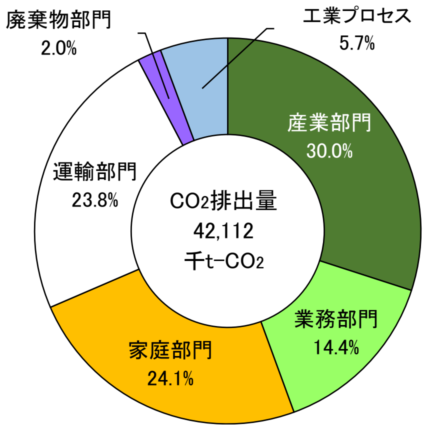

埼玉県

本市の温室効果ガス排出量の推移をみると、平成 26（2014）年度の総排出量は、基準年度である平成 25（2013）年度に比べて 59 千 t-CO_2減少（−5.2%）しています。

■本市の温室効果ガス排出量の増減（ガス種別）

単位：（排出量、増減量）千 t-CO_2、（増減率）%

ガス種	平成 21 (2009)年度	平成 22 (2010)年度	平成 23 (2011)年度	平成 24 (2012)年度	平成 25 (2013)年度	平成 26 (2014)年度	*平 26-平 25*	
							増減量	*増減率*
CO_2	891.2	933.9	1,018.8	1,098.7	1,086.8	1,022.5	-64.3	-5.9
CH_4	11.1	11.0	10.7	10.6	10.5	10.5	0.0	-
N_2O	6.3	5.6	5.5	4.8	4.8	5.2	0.4	8.3
HFC	21.0	21.8	25.6	29.0	31.7	36.4	4.7	14.8
PFC	4.5	4.7	3.3	3.3	2.7	3.2	0.5	18.5
SF_6	3.3	3.4	3.2	3.2	3.1	2.9	-0.2	-6.5
NF_3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	100
合計	937.6	980.5	1,067.3	1,149.7	1,139.8	1,080.8	-59.0	-5.2

出典：「市町村における温室効果ガス排出量の状況」（埼玉県 2017 年 2 月公表）

単位：（増減量）千 t-CO_2、（増減率）%

ガス種	平 22-平 21		平 23-平 21		平 24-平 21		平 25-平 21		平 26-平 21	
	増減量	増減率	増減量	増減率	増減量	増減率	増減量	増減率	増減量	増減率
CO_2	42.7	4.8	127.6	14.3	207.5	23.3	195.6	21.9	131.3	14.7
CH_4	-0.1	-0.9	-0.4	-3.6	-0.5	-4.5	-0.6	-5.4	-0.6	-5.4
N_2O	-0.7	-11.1	-0.8	-12.7	-1.5	-23.8	-1.5	-23.8	-1.1	-17.5
HFC	0.8	3.8	4.6	21.9	8.0	38.1	10.7	51.0	15.4	73.3
PFC	0.2	4.4	-1.2	-26.7	-1.2	-26.7	-1.8	-40.0	-1.3	-28.9
SF_6	0.1	3.0	-0.1	-3.0	-0.1	-3.0	-0.2	-6.1	-0.4	-12.1
NF_3	0.0	-	-0.1	-33.3	-0.1	-33.3	-0.2	-66.7	-0.1	-33.3
合計	42.9	4.6	129.7	13.8	212.1	22.6	202.2	21.6	143.2	15.3

■本市の温室効果ガス排出量の推移（ガス種別）

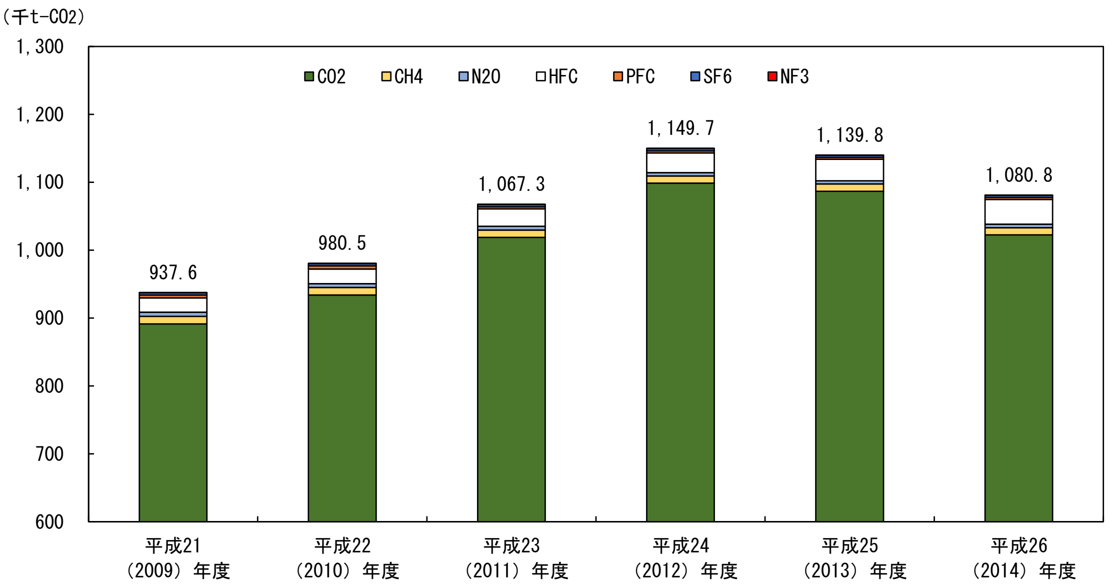

②二酸化炭素排出量

温室効果ガス*のうち、二酸化炭素の排出量の推移は次表のようになっています。

平成 26（2014）年度の二酸化炭素の排出量は、基準年度である平成 25（2013）年度と比較すると、全体では 5.9%減であり、産業部門*は 8.2%減、家庭部門*は 5.5%減となっています。廃棄物部門は 0.9%増、運輸部門*1.7%減となっています。

■本市の二酸化炭素排出量の増減（部門別）

単位：（排出量、増減量）千 t-CO2、（増減率）%

部門	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平 26-平 25	
							増減量	増減率
産業部門	395.2	414.8	474.6	524.9	510.0	468.1	-41.9	-8.2
業務その他部門	107.0	98.6	116.2	120.4	126.0	118.8	-7.2	-5.7
家庭部門	165.7	175.5	193.5	211.7	209.5	198.0	-11.5	-5.5
運輸部門	212.7	222.7	223.3	228.5	230.3	226.5	-3.8	-1.7
廃棄物部門	10.6	22.2	11.2	13.2	11.0	11.1	0.1	0.9
工業プロセス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
合計	891.2	933.9	1,018.8	1,098.7	1,086.8	1,022.5	-64.3	-5.9

出典：「市町村における温室効果ガス排出量の状況」（埼玉県 2017 年 2 月公表）

単位：（増減量）千 t-CO2、（増減率）%

部門	平 22-平 21		平 23-平 21		平 24-平 21		平 25-平 21		平 26-平 21	
	増減量	増減率	増減量	増減率	増減量	増減率	増減量	増減率	増減量	増減率
産業部門	19.6	5.0	79.4	20.1	129.7	32.8	114.8	29.0	72.9	18.4
業務その他部門	-8.4	-7.9	9.2	8.6	13.4	12.5	19.0	17.8	11.8	11.0
家庭部門	9.8	5.9	27.8	16.8	46.0	27.8	43.8	26.4	32.3	19.5
運輸部門	10.0	4.7	10.6	5.0	15.8	7.4	17.6	8.3	13.8	6.5
廃棄物部門	11.6	109.4	0.6	5.7	2.6	24.5	0.4	3.8	0.5	4.7
工業プロセス	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
合計	42.7	4.8	127.6	14.3	207.5	23.3	195.6	21.9	131.3	14.7

■本市の二酸化炭素排出量の推移（部門別）

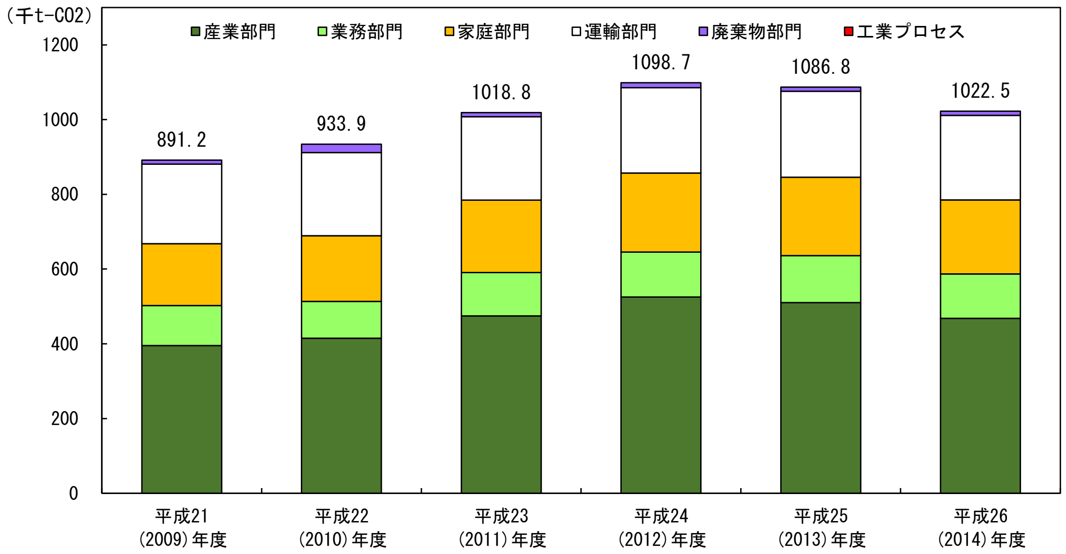

③一人（一世帯）当たり二酸化炭素排出量の推移

平成 26（2014）年度における全部門の二酸化炭素排出量（一人または一世帯当たり）は、本市が一人当たり 6.6t-CO_2、一世帯当たり 16.3t-CO_2となっており、埼玉県全体よりもやや高い値となっています。平成 21（2009）年度からの推移をみると、平成 24（2012）年度を境として減少傾向にあります。

■一人（一世帯）当たり二酸化炭素排出量の推移（全部門）

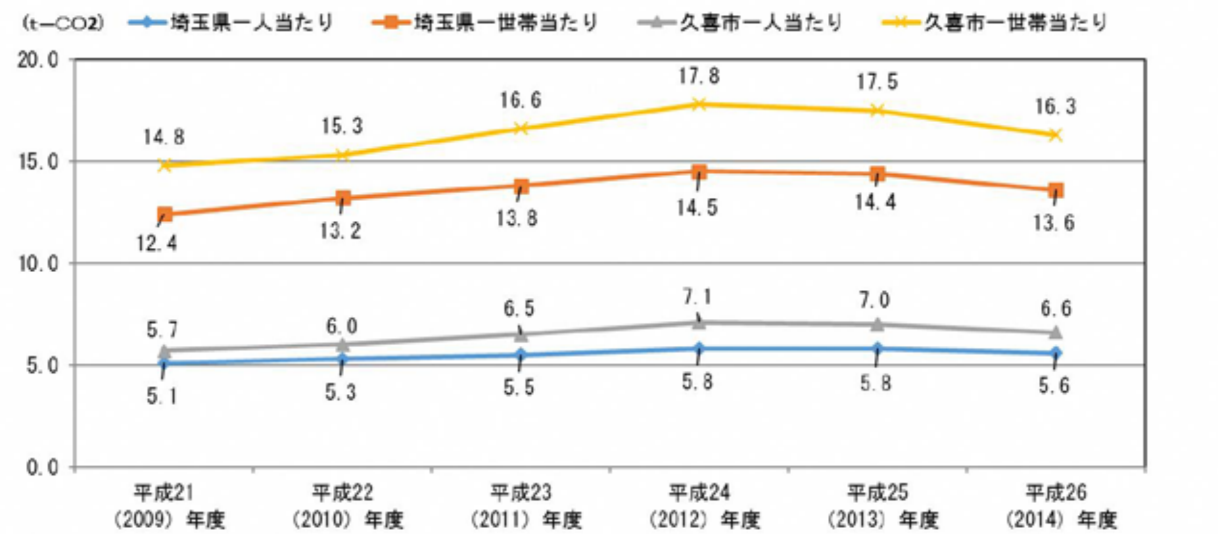

平成 26（2014）年度における家庭部門*の二酸化炭素排出量（一人または一世帯当たり）は、本市が一人当たり 1.3t-CO_2、一世帯当たり 3.2t-CO_2となっており、埼玉県全体と同じです。平成 21（2009）年度からの推移をみると、一人当たりの排出量は横ばいですが、一世帯当たりの排出量は、平成 24（2012）年度を境として減少傾向にあります。

■一人（一世帯）当たり二酸化炭素排出量の推移（家庭部門）

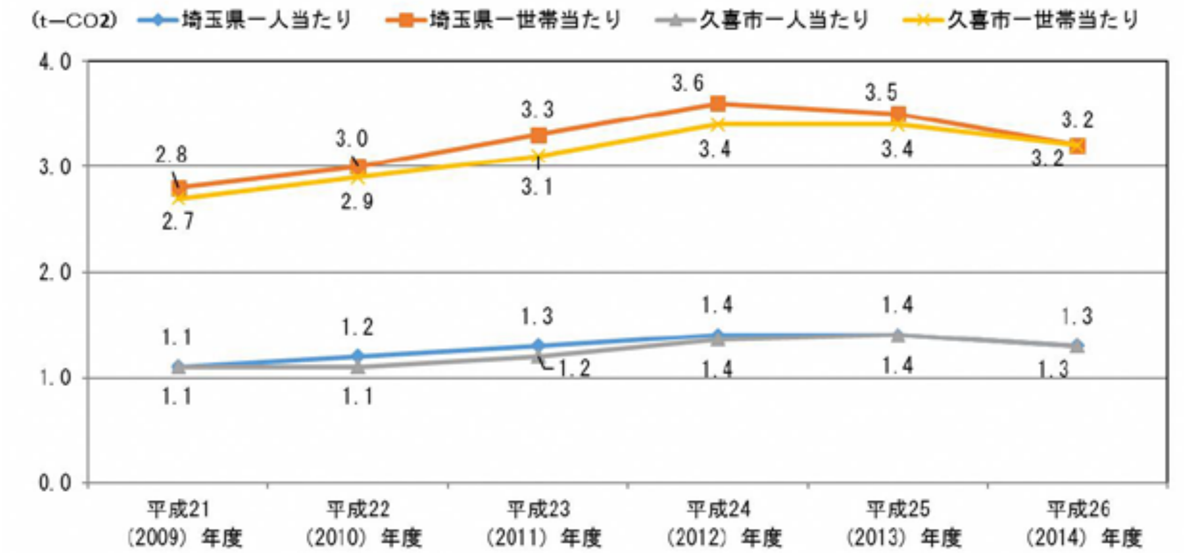

（2） エネルギー消費量の推移

平成 25（2013）年度と比べた平成 26（2014）年度の部門ごとのエネルギー消費量は、産業部門*が 4.9%減、業務その他部門*は 2.5%減、家庭部門*は 0.3%減、運輸部門*が 1.3%減であり、全体的に省エネルギー*が進んでいることがわかります。

■部門別エネルギー消費量の推移 単位：（消費量、増減量）TJ、（増減率）%

部門	燃料種	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平 26-平 25	
								増減量	増減率
産業部門	燃料油	352. 2	517. 2	521. 1	552. 3	482. 3	413. 0	-69. 3	-14. 4
	電力	2, 034. 9	2, 121. 3	2, 157. 3	2, 364. 9	2, 325. 6	2, 194. 6	-131. 0	-5. 6
	都市ガス・LPG	2, 281. 5	2, 387. 8	2, 383. 9	1, 889. 8	1, 784. 7	1, 729. 7	-55. 0	-3. 1
	その他	392. 6	382. 5	409. 9	469. 3	443. 5	452. 1	8. 6	1. 9
	小計	5, 061. 1	5, 408. 8	5, 472. 2	5, 276. 2	5, 036. 1	4, 789. 5	-246. 6	-4. 9
業務その他部門	燃料油	571. 6	455. 9	489. 0	432. 8	488. 5	477. 4	-11. 1	-2. 3
	電力	509. 6	537. 6	517. 1	519. 8	516. 6	501. 2	-15. 4	-3. 0
	都市ガス・LPG	220. 6	206. 5	263. 2	258. 3	264. 5	264. 9	0. 4	0. 2
	その他	17. 0	6. 5	17. 7	11. 3	20. 8	14. 8	-6. 0	-28. 8
	小計	1, 318. 8	1, 206. 5	1, 287. 0	1, 222. 2	1, 290. 3	1, 258. 3	-32. 0	-2. 5
家庭部門	燃料油	167. 5	200. 8	179. 0	171. 9	143. 2	176. 1	32. 9	23. 0
	電力	1, 086. 2	1, 178. 8	1, 099. 8	1, 098. 3	1, 091. 3	1, 049. 0	-42. 3	-3. 9
	都市ガス・LPG	721. 1	733. 2	743. 2	747. 4	728. 8	731. 9	3. 1	0. 4
	小計	1, 974. 9	2, 112. 8	2, 022. 0	2, 017. 7	1, 963. 3	1, 957. 0	-6. 3	-0. 3
運輸部門	燃料油	2, 992. 1	3, 139. 5	3, 126. 4	3, 179. 8	3, 209. 1	3, 169. 0	-40. 1	-1. 2
	電力	79. 2	81. 9	79. 2	81. 3	78. 6	76. 2	-2. 4	-3. 1
	都市ガス・LPG	39. 9	37. 9	34. 8	34. 0	34. 2	32. 3	-1. 9	-5. 6
	小計	3, 111. 2	3, 259. 4	3, 240. 4	3, 295. 1	3, 321. 9	3, 277. 5	-44. 4	-1. 3
合計		11, 466. 0	11, 987. 5	12, 021. 6	11, 811. 2	11, 611. 6	11, 282. 3	-329. 3	-2. 8

出典：「市町村における温室効果ガス排出量の状況」（埼玉県 2017 年 2 月公表）

これまでに示した本市の温室効果ガス排出量は、各年度の電力消費量に二酸化炭素排出係数（変動値）（以下「電力排出係数*」という。）を乗じて計算しており、この排出係数の変動が計算結果に大きく影響します。

■電力排出係数の推移（東京電力、実排出係数）

（3） 温室効果ガス排出量の将来推計

本市の温室効果ガス排出量について、本計画の目標年度である平成３４（2022）年度と平成 42（2030）年度の将来推計を行いました。

推計にあたっては、排出量に大きく影響を及ぼす可能性のある、人口減少、電力排出係数*の低減のほか、国の各種省エネルギー対策等による排出量削減見込みを考慮しています。

■排出量に大きく影響を及ぼす可能性のある要素

要素 1	**人口減少** 地球温暖化対策は人為起源の温室効果ガス排出量を減少させようとする趣旨であることを踏まえ、人口減少を考慮	
	平成 34（2022）年度：約 3.4% 平成 42（2030）年度：約 9.8%	※住民基本台帳の値を元に推計
要素 2	**電力排出係数の低減** 「長期エネルギー需給見通し」（経済産業省）で示されたエネルギーミックスから算出された平成 42（2030）年度の目標値を考慮 ※平成 34（2022）年度の排出係数は、基準年度より平成 42（2030）年度まで一定の推移で減少したとして推計	
	平成 34（2022）年度：0.45kg-CO_2/kWh 平成 42（2030）年度：0.37kg-CO_2/kWh	「電気事業における低炭素社会実行計画」（電気事業連合会等）
要素 3	**国の「地球温暖化対策計画」に基づく各種省エネルギー対策** 「地球温暖化対策計画」で示された、平成 42（2030）年度へ向けた各種省エネルギー対策等による排出削減見込量を考慮	
	平成 42（2030）年度：26.0%削減 （平成 25（2013）年度比）	「地球温暖化対策計画」（環境省）

国が自治体や事業者などと連携して進める各種省エネルギー対策等の効果を推計した場合、本市における排出削減見込量は平成 34（2022）年度において 25.7 千 t-CO_2、平成 42（2030）年度において 34.8 千 t-CO_2 と推計されます。

人口減少及び電力排出係数*の低減による温室効果ガス削減量の推計と、国の各種省エネルギー対策等による削減見込量をあわせた本市の温室効果ガス排出量の将来推計は、平成 34（2022）年度において 980 千 t-CO_2、平成 42（2030）年度において 831 千 t-CO_2 となります。

■国の各種省エネルギー対策等による削減見込量

部門	主要な対策	具体的な対策内容	短期目標（平成 34(2022)年度）		中期目標（平成 42(2030)年度）	
			削減見込量（千 t-CO_2）	削減率（%）	削減見込量（千 t-CO_2）	削減率（%）
産業部門	施設や建築物の省エネ	FEMS を利用したエネルギー管理の実施	-1.2	-0.1	-1.8	-0.2
家庭部門	高効率給湯器*の普及	潜熱回収型（エコジョーズ*） ヒートポンプ（エコキュート） コージェネレーション（エネファーム）	-3.2	-0.3	-6.7	-0.6
	住宅・建物の高断熱化	新築戸建てへの導入	-9.8	-0.9	-12.7	-1.1
		既設住宅の改修	-0.6	-0.1	-1.3	-0.1
	高効率照明*の普及	高効率照明*の普及	-8.5	-0.7	-9.3	-0.8
	省エネ行動の実践	クールビズ*, ウォームビズ*の実践	-0.4	-0.03	-0.5	-0.04
運輸部門（自動車）	エコドライブの実施	エコドライブ実施率の向上	-2.0	-0.2	-2.5	-0.2
合計			-25.7	-2.3	-34.8	-3.1

■本市の温室効果ガス排出量の将来推計

区分	項目		温室効果ガス排出量（千 t -CO_2）	削減率（%）
基準年度	平成 25（2013）年度 排出量		1,140	-
短期目標	削減量	人口減少	-39	約 -3.4
		電力排出係数の低減	-96	約 -8.4
		各種省エネルギー対策等	-26	約 -2.3
	平成 34（2022）年度 排出量推計		980	約 -14.1
中期目標	削減量	人口減少	-112	約 -9.8
		電力排出係数の低減	-162	約 -14.2
		各種省エネルギー対策等	-35	約 -3.1
	平成 42（2030）年度 排出量推計		831	約 -27.1

※「温室効果ガス排出量」は小数点以下を四捨五入しているため、基準年度排出量、排出量推計値と必ずしも一致しません。

3. 温室効果ガス排出量の削減目標

国では、中期目標として平成 42（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で 26%削減、長期的目標では平成 62（2050）年に 80%削減を目標としています。

本市における目標は、温室効果ガス排出量の将来推計を踏まえ、平成 34（2022）年度は平成 25（2013）年度比で 15%削減、平成 42（2030）年度は 28%削減することを目標とします。

ただし、将来推計において、電力排出係数*の低減による削減効果が大きな割合を占めることから、本市の削減目標の達成は、この排出係数の変動に大きく左右されることが考えられます。

そのため、電力排出係数*の低減による削減効果を含めない場合として、平成 34（2022）年度は平成 25（2013）年度比で 7%削減、平成 42（2030）年度は 14%削減する目標を設定するとともに、国・市・市民・事業者が一体となった各種省エネルギー対策等を中心に、着実な地球温暖化対策の取組みを進めていきます。

削減目標	
短期目標	**平成 34（2022）年度　171 千 t-CO_2 削減　（-15%）** **※電力排出係数の低減による削減効果を含めない場合は-7%**
中期目標	**平成 42（2030）年度　319 千 t-CO_2 削減　（-28%）** **※電力排出係数の低減による削減効果を含めない場合は-14%**

■本市の温室効果ガス排出量の削減目標

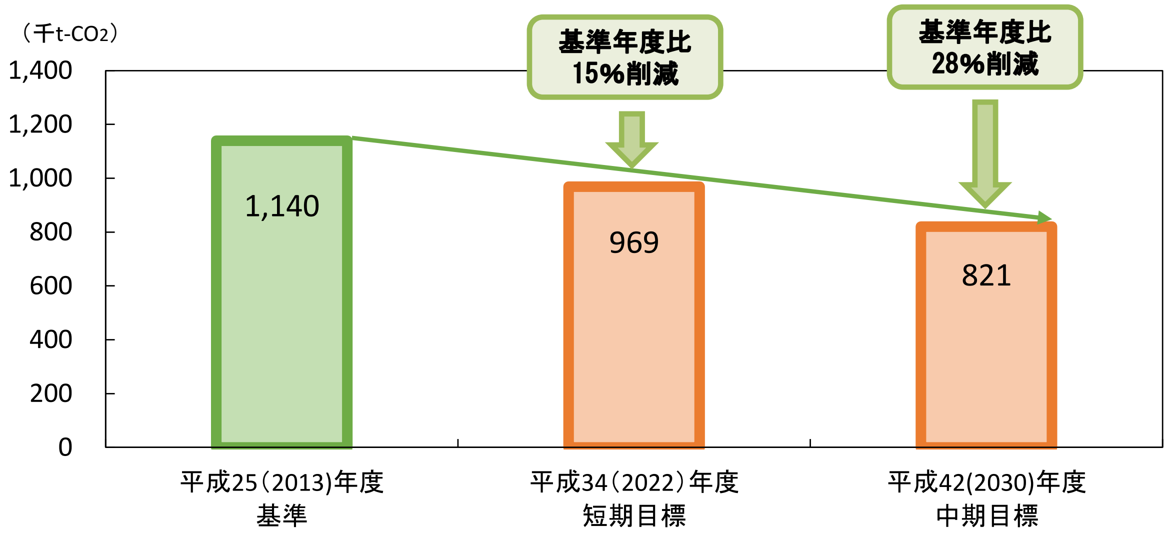

4. 地球温暖化対策における計画の体系

本市の温室効果ガス削減目標の達成に向け、計画の体系ごとに、市・市民・事業者における各主体の役割及び取組方針などを示すことで、実効性のある行動計画とします。

計画の体系は、地球温暖化対策の推進に関する法律において地方公共団体が定めるものとされる温室効果ガス排出量削減を目的とした施策に関する事項に基づき、また、取組みには市民・事業者による協力が不可欠であることから、その参加に関する事項を加えて設定します。

◆計画の体系
1. 省エネルギー行動の普及
2. 再生可能エネルギーの普及
3. ごみ削減の推進
4. 低炭素なまちづくり
5. 市民・事業者における参加

1. 省エネルギー行動の普及

地球温暖化*の主な要因は、電気やガスといったエネルギーの消費に伴う温室効果ガス*の排出であり、排出量の削減にはエネルギーの消費を抑える取組みが必要です。

本市では、公用車におけるハイブリッド自動車などの低公害車*の導入や、防犯灯及び本庁舎や各総合支所の照明設備の LED 化等により、市の事務事業に伴うエネルギー消費を抑える取組みを行ってきました。

今後も、継続して市における照明設備のLED 化等を推進するとともに、市民・事業者が円滑に省エネルギー活動へ取り組めるよう支援します。

対象となる主体	具体的な取組み
市	○低炭素型のライフスタイルを目指し、省エネルギー行動を支援します。 ○移動手段における低炭素化を推進し、環境に配慮した交通を実現します。 ○市保有車の低公害車*の導入を推進します。 ○緑のカーテン*事業を実施します。 ○エコマーク*商品を選択し、グリーン調達*を実施します。 ○学校給食・公立保育園給食における地元農産物の利用など、地産地消*事業を推進します。 ○公共施設の照明器具や電球をＬＥＤ照明*などに切り替えるとともに、環境負荷の低い空調・機械設備を導入します。 ○道路・公園等の屋外照明機器のＬＥＤ化を推進します。
市民	○電気・ガス・灯油などのエネルギーの節約を心がけます。 ○バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。 ○エコドライブ*（アイドリング・ストップ*など）を心がけます。 ○車の購入や買い替えの際には、低公害車*を購入するように努めます。 ○地球環境に配慮した日常生活を送るように努めます。 ○エコマーク*やグリーンマークのついた環境にやさしい商品の利用に努めます。 ○照明器具の交換の際は、ＬＥＤ照明*などの省エネルギー機器*の導入に努めます。
事業者	○電気・ガス・灯油などのエネルギーの節約を心がけます。 ○バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。 ○エコドライブ*（アイドリング・ストップ*など）を心がけます。 ○車の購入や買い替えの際には、低公害車*を購入するように努めます。 ○省エネルギー*と地球温暖化*に配慮した事業活動に努めます。 ○物流の効率化を図り、車両の走行量を抑制します。 ○照明器具の交換の際は、ＬＥＤ照明*などの省エネルギー機器*の導入に努めます。

2. 再生可能エネルギーの普及

本市における再生可能エネルギー*の利用拡大により、温室効果ガス排出量の削減を目的とした、エネルギーの地産地消*を推進します。

本市では、「久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金」により、家庭への太陽光発電*システムやエコジョーズ*などの導入を進めているほか、本庁舎や総合体育館などの公共施設に太陽光発電*システムの導入を行ってきました。

今後も、公共施設における再生可能エネルギー*の積極的な導入を推進するとともに、市民・事業者へ市や国における再生可能エネルギー導入に関する補助金制度などの情報提供を行い、家庭や事業所への再生可能エネルギー導入を支援します。

対象となる主体	具体的な取組み
市	○事業者への再生可能エネルギー*・省エネルギー*の普及拡大のため、国や県の助成制度等の情報を提供します。 ○太陽光発電*システム等の住宅用エネルギーシステムを設置する方に対し、補助金を交付します。 ○公共施設に率先して太陽光発電*システムや太陽熱利用*システムなどを導入します。
市民	○太陽光発電*システムや太陽熱利用*システムなどの導入に努めます。
事業者	○太陽光発電*システムや太陽熱利用*システムなどの導入に努めます。

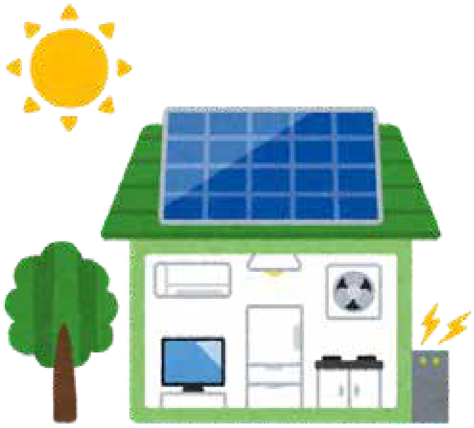

3. ごみ削減の推進

家庭や事業所から排出される、ペットボトル、ビニール袋、フィルム類などのごみは、焼却処理により温室効果ガス*を排出する廃プラスチック*を主成分とします。

そのため、温室効果ガス排出量の削減には、ごみの分別によるプラスチック製品の適正な処理や、リサイクル*の推進が必要となります。

本市では、平成 29（2017）年に「久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、リデュース*（減量）、リユース（再使用）*、リサイクル（再生利用）*に加え、リフューズ（不要なものは受け取らない*）、リペア（修理）*という概念を加えた「5R」の定着を図る取組みなどを通じて、ごみの減量化・資源化を進めています。

今後も、久喜宮代衛生組合によるごみの適正処理を推進するほか、市民・事業者への意識啓発や情報提供を行い、本市全体でのごみの減量とリサイクル*に取り組みます。

対象となる主体	具体的な取組み
市	○久喜宮代衛生組合により、ごみ収集の安全かつ効率的な体制の整備など、ごみの適正処理を推進します。 ○リサイクル*の目標など、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と整合した施策を展開します。 ○ごみの出し方、分別方法の啓発を行い、一人当たりのごみ排出量の削減を図ります。 ○多量排出者（事業者）へのごみ減量を指導します。 ○資源集団回収事業をはじめとする地域のリサイクル*活動を促進します。 ○循環型社会*の構築のため、従来のリデュース*（減量）、リユース（再使用）*、リサイクル（再生利用）*に加え、リフューズ（不要なものは受け取らない）*、リペア（修理）*という概念を加えた「5R」の定着を図ります。 ○広報紙やホームページ、環境講座や出前講座などを通じて、ごみの減量やリサイクル*、食品ロス*に関する情報を提供し、意識啓発を図ります。
市民	○ごみを適正に分別し、ごみの減量とリサイクル*に努めます。 ○資源ごみの回収など、地域の活動に進んで参加・協力します。 ○リサイクル製品の購入やグリーン購入*に努めます。
事業者	○廃棄物の排出抑制と資源化の促進に努めます。 ○リサイクル製品の製造や販売、再生資源の積極的利用など、リサイクル*の促進に努めます。 ○製品の購入に際しては、グリーン調達*に努めます。

4. 低炭素なまちづくり

本市には、久喜菖蒲工業団地や清久工業団地、菖蒲南部産業団地など、数多くの工業団地があります。

本市では、これらの工業団地において、地区計画*制度の活用などにより、周辺地区との共生や、省エネルギー*・資源循環などを意識したまちづくりを進めてきました。

今後も、適正な道路環境の整備、環境に配慮した市街地・工業団地の形成などに努めるとともに、市民・事業者による緑化を支援し、各主体が一体となった低炭素なまちづくりを推進していきます。

対象となる主体	具体的な取組み
市	○緑化推進事業などによる二酸化炭素吸収量の増進を図ります。 ○環境に配慮した各種公共工事の設計、施工を行います。 ○交通の流れを円滑にする道路の新設、改良に努めます。 ○公園や公共空間の緑化を推進します。 ○樹木を有効利用し緑の保全を図るために、「緑のリサイクル事業*」を推進します。 ○県の緑化計画届出制度により、一定規模以上の建築を行う場合の緑化を指導します。 ○地区の特性に応じた地区計画*制度の導入により、緑豊かな住宅市街地や環境に配慮した工業団地の形成を図ります。
市民	○公園や道路などの適切な維持管理に協力します。 ○緑の大切さを理解し、緑化活動に進んで参加します。 ○不要となった樹木を必要とする方に提供するなど、できるだけ切らないように努めます。
事業者	○公園や道路などの適切な維持管理に協力します。 ○緑の大切さを理解し、緑化活動に進んで参加します。 ○不要となった樹木を必要とする方に提供するなど、できるだけ切らないように努めます。 ○工場や事業所の緑化に努めるとともに、適正に維持管理します。

5. 市民・事業者における参加

地球温暖化*に関する環境教育・環境学習*を推進することで、市民・事業者における地球温暖化*に配慮した生活・事業活動の実践を目指します。

本市ではこれまで、市民を対象とする環境学習会の開催や小・中学校における環境教育*などを実施してきました。

今後も、継続して学校教育等を通した地球温暖化*を含む地球環境問題*への意識向上を図るとともに、地球温暖化*防止に役立つ取組みとして「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」（クールチョイス）*などの普及・啓発を行い、取組みの実践を支援します。

対象となる主体	具体的な取組み
市	○市民、事業者との連携のほか、国、県、隣接市町との連携強化により、地球温暖化対策の取組みを実施します。 ○地球温暖化対策のための国民運動「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」（クールチョイス）*の普及・啓発に努めます。 ○「第２次久喜市環境保全率先実行計画*」の目標を達成するために「久喜市環境マネジメントシステム*」を適切に運用します。 ○小・中学校での環境教育・環境学習*を通じて地球環境問題*の意識の向上を図ります。 ○公立保育園の日常保育における自然体験を通じて、環境教育*を推進・充実します。 ○市民や事業者が取り組むことのできる環境保全活動の普及や環境意識の啓発活動を実施します。 ○環境分野のリーダーを養成します。 ○市民や事業者の目線での情報提供やイベントなどを開催します。
市民	○環境学習会などに出席し、地域で行う環境保全活動に進んで参加します。 ○広報紙やホームページなどに掲載される環境情報を活用します。 ○環境リーダーとして地域で活動します。
事業者	○環境学習会などに出席し、地域で行う環境保全活動に進んで参加します。 ○広報紙やホームページなどに掲載される環境情報を活用します。 ○職場で環境保全に関する研修や環境学習*を開催し、環境保全活動に積極的に参加・協力します。 ○環境情報を提供するとともに、環境に配慮した事業活動を行います。

ふんわりアクセルｅスタート

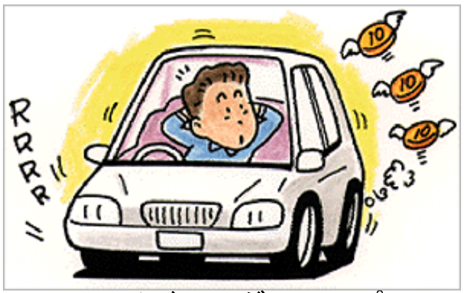

アイドリングストップ

出典：エコドライブ普及推進協議会

第 6 章　計画の推進

1. 推進体制

本計画の推進状況を管理するための組織体制は、以下のとおりです。

（1）　久喜市環境推進協議会

市民・事業者・民間団体及び市が参加する組織で、久喜市環境基本条例第 26 条に基づき、協力、連携して取り組む施策を推進します。

（2）　久喜市環境監査委員会

久喜市環境基本条例第 27 条に基づき、環境の保全及び創造*に関する施策の適正な推進を確保するために設置される学識経験者からなる機関です。

環境監査委員会では、以下の事務を行います。

１）市民の環境の保全及び創造*に関する意見、要望などを審議し必要な調査を行うこと。

２）市の環境の保全及び創造*に関する施策について、環境監査を実施すること。環境監査の対象は、望ましい環境像及び数値目標の達成状況、環境の保全と創造に関する施策の推進状況、本計画の進行状況などです。具体的には、年次報告書である「久喜市の環境」の監査を実施します。

３）環境監査の調査研究及び普及に関すること。

４）前３号に掲げる業務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。

（3）　久喜市環境審議会

久喜市環境審議会条例（平成 22 年３月 23 日条例第 174 号）により、環境の保全及び創造*に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するために設置された、公募による市民及び学識経験者からなる組織です。同条例第 2 条第 1 項に審議事項として、“環境基本計画の策定及び変更に関すること”が定められています。

また、久喜市環境基本条例第９条及び第 10 条において、環境基本計画の策定及び変更にあたっては、「環境審議会の意見を聴かなければならない」とされています。

（4） 久喜市環境推進調整会議

久喜市環境推進調整会議要綱（平成 23 年 6 月 29 日告示第 321 号）に基づき設置される庁内組織で、環境の保全と創造に関する施策の推進と総合調整を行います。

■進行管理のための組織体制

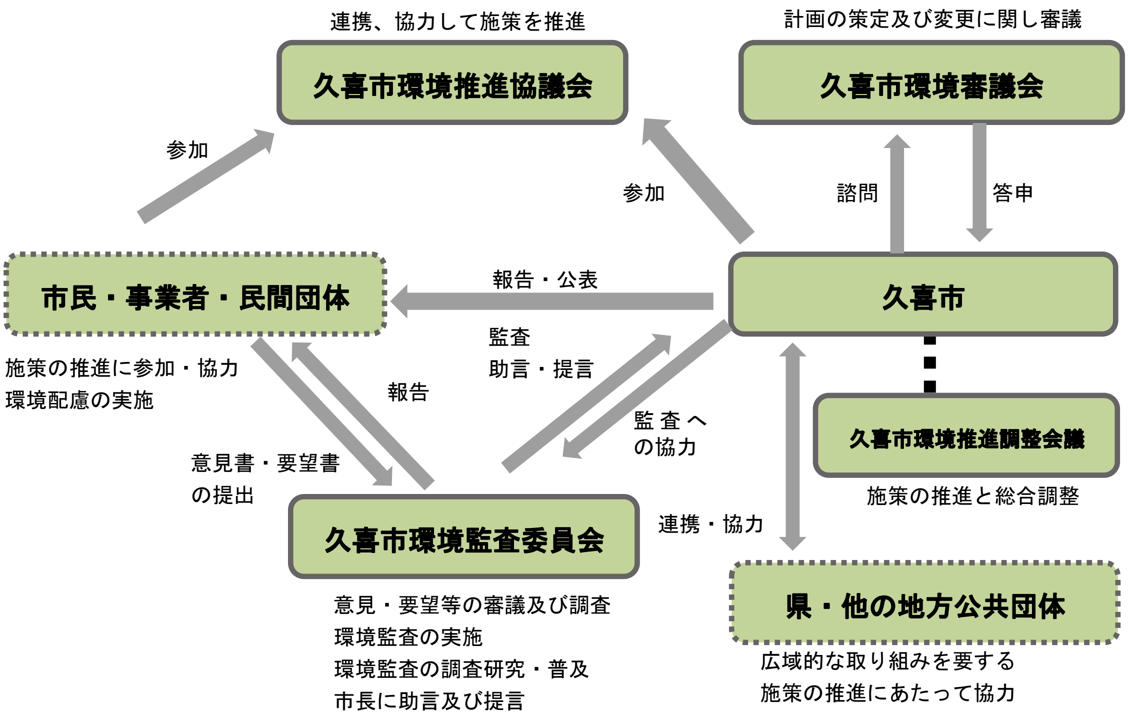

2. 計画の進行管理

本計画の「望ましい環境像」＝水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』＝の実現に向けて、本計画に基づく「環境目標」、「実施方策」を推進していくためには、市・市民・事業者の連携による自主的な取組みが重要です。

こうした計画の実効性を確保するために「久喜市環境推進調整会議」を活用するとともに、進行管理が円滑に実施されているかどうかを「ＰＤＣＡサイクル」により環境監査します。

なお、「ＰＤＣＡサイクル」とは、久喜市環境基本計画の策定（Plan）⇒計画に基づく施策の推進（Do）⇒計画の進捗状況の点検（Check）⇒計画への点検結果の反映（Act）というサイクルにより継続的な計画の改善・向上を図るものです。

（1）久喜市環境基本計画の策定(Plan)

本計画で、望ましい環境像、環境目標、実施方策などを示します。

（2）計画に基づく施策の推進(Do)

市は、本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を推進します。

推進にあたっては、市の担当課と久喜市環境推進協議会を中心とした、市民・事業者及び市が協力し、市民の意見の反映を図ります。

（3）計画の進捗状況の点検(Check)

環境の現状、環境の保全と創造に関する実施方策の推進状況を毎年度点検・評価し、望ましい環境像及び数値目標の達成状況を把握するとともに、「久喜市の環境」において結果を公表します。

（久喜市環境監査委員会）

（4）計画への点検結果の反映(Act)

本計画の進捗状況の点検結果は、計画運用の軌道修正や計画の見直しに反映させます。

（久喜市環境審議会）

■計画の進行管理システム

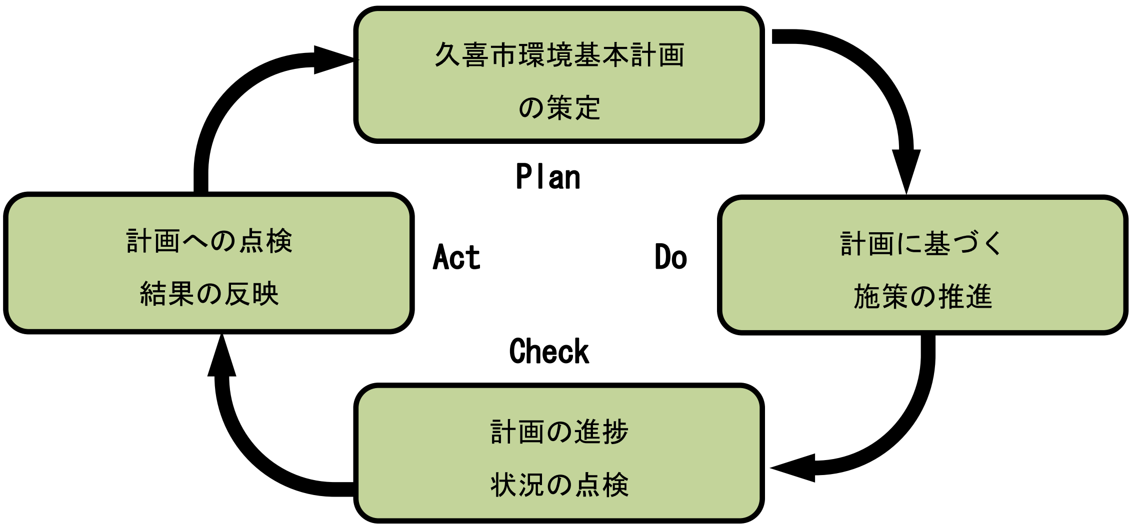

資料

1. 策定過程

年月日	内容
平成 29（2017）年 8 月 29 日	平成 29（2017）年度第 1 回久喜市環境審議会 ・久喜市環境基本計画改訂について ・環境基本計画改訂のスケジュール
平成 29（2017）年 9 月 26 日	平成 29（2017）年度第 1 回久喜市環境推進調整会議 ・久喜市環境基本計画の施策の進捗状況等調査結果について ・久喜市環境基本計画改訂版（素案）について
平成 29（2017）年 10 月 24 日	平成 29（2017）年度第 2 回久喜市環境審議会 ・久喜市環境基本計画改訂版（素案）について（審議） ・これまでの施策の進捗状況について ・環境基本計画の改訂内容等について
平成 29（2017）年 11 月 16 日	平成 29（2017）年度第 2 回久喜市環境推進調整会議 ・久喜市環境基本計画改訂版（素案）について ・施策の実施に係る主な担当機関の説明
平成 29（2017）年 12 月 11 日	平成 29（2017）年度第 3 回久喜市環境審議会 ・久喜市環境基本計画改訂版（素案）について（審議） ・第 2 回久喜市環境審議会の意見等に係る事務局の対応
平成 30（2018）年 3 月 2 日	平成 29（2017）年度第 3 回久喜市環境推進調整会議 ・久喜市環境基本計画改訂版（素案）について ・パブリックコメントの結果について
平成 30（2018）年 3 月 12 日	平成 29（2017）年度第 4 回久喜市環境審議会 ・市民意見提出制度に提出された意見及び意見に対する 市の考え方について ・久喜市環境基本計画改訂版（答申案）について

■諮問

久環第　８７３　号

平成２９年8月２９日

久喜市環境審議会 会長　様

久喜市長　田　中　暄　二

久喜市環境基本計画の見直しについて（諮問）

久喜市環境審議会条例第２条第１項第１号の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

久喜市環境基本計画の見直しについて

■答申

平成３０年3月２９日

久喜市長　田　中　暄　二　様

久喜市環境審議会

会　長　佐　藤　茂　夫

久喜市環境基本計画の見直しについて（答申）

平成２９年8月２９日付け、久環第８７３号にて諮問のあった久喜市環境基本計画の見直しについて、当委員会で検討した結果、別冊のとおり答申します。

2. 久喜市環境基本条例

平成 25 年１月１日

目次

前文
第１章 総則（第１条―第７条）
第２章 基本的施策（第８条―第２４条）
第３章 県及び他の地方公共団体との協力等（第２５条・第２６条）
第４章 環境監査委員会（第２７条）
附則

人は、豊かな自然の恵みのもとで、生命を育み、歴史を刻んできた。

このなかで、科学技術の発達をもとに、生活の利便性が飛躍的に高められた反面、資源の大量消費をもたらすとともに、生態系にも影響を及ぼすこととなり、生命の源である地球の環境を脅かすまでに至っている。

かけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来の世代へ引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務である。

しかし、近年、都市化が進むなかで身近な自然が減少し、都市・生活型公害の拡大や廃棄物の問題が深刻化するとともに、解決までに世代を超えた時間を必要とする新たな問題も生じている。

私たち市民は、すべての人々の協働により環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築していかなければならない。

先人から受け継いだ「水」と「緑」に包まれた良好な環境を保全し、自然と人間が共生できる地球に優しい都市づくりを進めることは、私たち市民の使命である。

良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利であり、ここに、人の心がかよいあう健全で恵み豊かな環境の保全と創造の実現に向けて、この条例を制定する。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

（３） 循環型社会 自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいう。

（基本理念）

第３条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

（１） 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境を将来の世代へ継承していくことを目的として推進されなければならない。

（２）環境の保全及び創造は、自然の再生能力や浄化能力を超えることのないよう、すべての人々の協働により環境への負荷を低減し、持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。

（３） 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、国際的な認識や協力のもとに推進されなければならない。

（市の責務）

第４条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第５条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

２ 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市の環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第６条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２ 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

（１） 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるように必要な措置を講ずること。

（２） 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

（３） 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

３ 前２項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が推進する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（報告書の作成）

第７条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第２章 基本的施策

（環境への配慮の優先）

第８条 市は、すべての施策の策定及び推進に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努めるものとする。

（環境基本計画の策定）

第９条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

２ 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１） 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

（２） 環境の保全及び創造に関する施策の大綱

（３） 前２号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（環境基本計画の策定手続）

第１０条 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴くとともに、久喜市環境審議会の意見を聴かなければならない。

２ 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

３ 前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第１１条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境影響評価の推進）

第１２条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たって、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮すること(以下「環境影響評価」という。)が必要であることから、環境影響評価の推進に努めるものとする。

（規制及び誘導措置）

第１３条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導措置を講ずるように努めるものとする。

（助成措置）

第１４条　市は、市民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを後援することにより、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認められるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全及び創造に資する事業等の推進）

第１５条　市は、環境の保全及び創造に資する次に掲げる事業等の推進に当たっては、必要な措置を講ずるものとする。

（１）　下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備

（２）　多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業

（３）　公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第１６条　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の促進に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第１７条　市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、市民及び事業者の環境問題に対する理解と認識が深められるように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

（自発的な活動の促進）

第１８条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が取り組む、環境の保全及び創造に関する自発的な活動の促進に努めるものとする。

（情報の提供）

第１９条　市は、民間団体等に、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（市民の意見の反映）

第２０条　市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

（調査の実施）

第２１条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する情報の収集に努めるとともに、必要な調査を実施するものとする。

（監視、測定等）

第２２条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

（総合調整のための体制の整備）

第２３条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制づくりを図るものとする。

（地球環境の保全及び国際協力）

第２４条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識や協力のもとに県及びその他の団体と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第３章 県及び他の地方公共団体との協力等

（県及び他の地方公共団体との協力）

第２５条 市は、環境の保全及び創造について、広域的な取組みが必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

（民間団体等との協働）

第２６条 市は、環境の保全及び創造について、協働して取り組む施策を推進するため、民間団体等からなる組織づくりを図るものとする。

第４章 環境監査委員会

（環境監査委員会）

第２７条 環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するための機関として、久喜市環境監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

２ 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１） 市民の環境の保全及び創造に関する意見、要望等を審議し、必要な調査等を行うこと。

（２） 市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施すること。

（３） 環境監査の調査研究及び普及に関すること。

（４） 前３号に掲げる事務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。

３ 委員会は、委員５人以内をもって組織する。

４ 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

５ 委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

６ 委員会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成２５ 年１ 月１ 日から施行する。

3. 久喜市環境審議会条例

平成２２年3月２３日
条例第１７４号

（設置）

第１条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するため、久喜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条 審議会は、諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

（1） 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

（2） 久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例（平成２２年久喜市条例第１８０号）第３条第１項の規定に基づく街路樹等の選定に関すること。

（3） 久喜市自然環境の保全に関する条例（平成２２年久喜市条例第１７５号）第６条第２項の規定に基づく保全地区の指定及び同条第４項の規定に基づき提出された意見書に関すること。

（4） 久喜市自然環境の保全に関する条例第１０条第３項の規定に基づく指定希少野生生物種の指定に関すること。

（組織）

第３条 審議会は、委員１５人以内をもって組織する。

（委員）

第４条 委員は、公募による市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第５条 委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委任）

第６条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。

4. 久喜市環境審議会委員名簿

【任期：平成 29（2017）年８月 29 日から平成 31（2019）年８月 28 日】

	氏名	選任区分	職名
1	稲葉　澄子	学識経験者	
2	入江　映子	学識経験者	
3	大森　幸子	公　募	
4	角内　佳美	学識経験者	
5	加藤　清	公　募	
6	小森谷　嘉子	学識経験者	
7	佐藤　茂夫	学識経験者	会　長
8	善林　敏子	学識経験者	
9	染谷　勇	学識経験者	
10	高田　哲行	公　募	
11	高橋　兼一	学識経験者	
12	田渕　厚行	公　募	
13	野口　雅夫	学識経験者	
14	藤浪　康義	学識経験者	副会長
15	吉岡　紳吉	公　募	

5. 久喜市環境推進調整会議要綱

（設置）

第１条 久喜市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定し、及び見直し、並びに環境に関する施策を総合的に推進するため、久喜市環境推進調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１） 環境基本計画の策定及び見直しについての検討並びに進行管理に関すること。

（２） その他環境に関する施策の推進に関すること。

（組織）

第３条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２ 会長は、環境経済部長の職にある者をもって充てる。

３ 副会長は、環境経済部環境課長の職にある者をもって充てる。

４ 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（職務）

第４条 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２ 会長は、必要があると認めるときは、調整会議の会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条 調整会議の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

（その他）

第７条 この告示に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第３条関係）

所属	職名
総　務　部	企画政策課長
財　政　部	財政課長
市　民　部	生活安全課長
環境経済部	ごみ処理施設建設推進課長
	農業振興課長
	商工観光課長
福　祉　部	社会福祉課長
健康増進部	健康医療課長
建　設　部	建設管理課長
	都市計画課長
	都市整備課長
	公園緑地課長
	建築審査課長
上下水道部	水道施設課長
	下水道施設課長
教　育　部	教育総務課長
	生涯学習課長
久喜宮代衛生組合	総務課長

6. 温室効果ガス排出量算定方法

（１）二酸化炭素排出量

部門・区分		算定方法
産業部門	農林業	2006 年度以前：総合エネルギー統計・全国農林業エネルギー消費量[3]×県農業産出額全国比[4]×市町村農業産出額全県比[4]×排出係数[5] 2007 年度以降：市町村農業産出額統計が廃止されたため、2006 年値を基に県増減で外挿
	鉱業	総合エネルギー統計・全国鉱業エネルギー消費量 [3]×県鉱業従事者全国比 [6]×市町村鉱業従事者全県比[6]×排出係数[5]
	建設業	総合エネルギー統計・全国建設業エネルギー消費量[3]×県建築着工床面積全国比[7]×市町村建築着工床面積全県比[7]×排出係数[5]
	製造業	2001 年度以前： 石油等消費構造統計表・県業種別エネルギー消費量[8]×排出係数[5]×工業統計市町村産業中分類別出荷額全県比[2] 2002 年度以降： （エコアップ又は地球温暖化対策計画対象事業所の排出量：大規模事業所）報告書の燃料種別燃料消費量[9]×排出係数[5] （エコアップ又は地球温暖化対策計画対象事業所以外の排出量：中小規模事業所） 2001 年度時点の非対象事業所燃料消費量（「石油等消費構造統計表」による製造業 2001 年度エネルギー消費量－2001 年度時点エコアップ対象事業所エネルギー消費量）に、エコアップ又は事業所地球温暖化対策実施計画・実行状況報告書排出量の産業中分類別・燃料種別増減率を乗じ非対象事業所のエネルギー消費量を推計×排出係数[5]×工業統計市町村産業中分類別出荷額全県比[2]
業務部門		（都市ガス） 2008 年度以前：県排出量[10]×2009 年度市町村全県比 2009 年度以降：都市ガス供給地域内業務系従業者当たり商業用都市ガス販売量[11]×都市ガス供給地域市町村業務系従業者数[6]×排出係数[5]
		（電力） 県業務電力販売量[9]×市町村業務系従業者数全県比[6]×排出係数[5]
		（都市ガス・電力以外） 総合エネルギー統計・全国業務系エネルギー使用量 [12]×県業務系従業者全国比[6]×市町村業務系従業者全県比[6]×排出係数[5]
家庭部門		（灯油） 1 世帯当たり灯油使用量[13]×市町村世帯数[1]×排出係数[5]
		（LPG） 県 LPG 消費量[14]×市町村世帯数全県比[1]×排出係数[5]
		（都市ガス） 2008 年度以前：県排出量[10]×2009 年度市町村全県比 2009 年度以降：都市ガス供給地域内世帯当たり家庭用都市ガス販売量[11]×市町村世帯数[1]×排出係数[5]
		（電力） 2008 年度以前：県電灯電力販売量[9]×市町村世帯数全県比×排出係数[5] 2009 年度以降：市町村電灯電力販売量[9]×排出係数[5]
運輸部門	自動車	関東地方車種別燃料種別エネルギー消費量[15]×県車種別保有台数関東地方比[15]×市町村車種別保有台数全県比[7]×排出係数[5]
	鉄道	県鉄道会社別電力・軽油使用量[16]×市町村乗車人員数全県比 [7]（駅所在地市町村を基に集計）×排出係数[5]
工業プロセス	セメント	市町村セメント（クリンカ）生産量[17]×排出係数[5]
	生石灰	市町村生石灰生産量[9]×排出係数[5]
	ソーダ石灰ガラス	2001 年度以前：県排出量[10]×2002 年度市町村全県比 2002 年度以降：市町村ソーダ石灰ガラス製造石灰石使用量[9]×排出係数[5]
廃棄物	一般廃棄物	市町村一般廃棄物焼却量[18]（水分補正済）×廃プラ率[18]×排出係数[5]、複数自治体が共同で運営している一般廃棄物焼却施設の焼却量は自治体の世帯数比で按分
	産業廃棄物	2008 年度以前：県排出量[10]×市町村産業大分類別従業者数全県比[6] 2009 年度以降：県産業廃棄物管理表（マニフェスト）産業大分類別産業廃棄物（廃プラ、廃油）排出量[9]×焼却率[9]×市町村産業大分類別従業者数全県比×排出係数[5]

（2）メタン排出量

部門・区分		算定方法
燃焼	農林業	2006年度以前：総合エネルギー統計・全国農林業エネルギー消費量 [3]×県農業産出額全国比 [4]×市町村農業産出額全県比 [4]×排出係数[5] 2007年度以降：2006年度値を基に県増減率で外挿
	家庭	（灯油） 1世帯当たり灯油使用量 [13]×市町村世帯数 [1]×排出係数[5]
		（LPG） 県LPG消費量[14]×市町村世帯数全県比[1]×排出係数[5]
		（都市ガス） 2008年度以前：県排出量[10]×2009年度市町村全県比
		2009年度以降：都市ガス供給地域内世帯当たり家庭用都市ガス販売量[11]×市町村世帯数[1]×排出係数[5]
	自動車	関東地方車種別燃料種別エネルギー消費量[15]×県車種別保有台数関東地方比[15]×市町村車種別保有台数全県比[7]÷車種別燃費[15]×排出係数[5]
	鉱業・建設業・製造業・業務	2008年度以前：2009年度値を基に県増減率で外挿 2009年度以降：市町村ばい煙発生施設別炉種別エネルギー消費量[19]×炉種別排出係数[5]
廃棄物	一般廃棄物焼却	市町村炉種別一般廃棄物焼却量[18]×炉種別排出係数[5]、複数自治体が共同で運営している焼却施設の焼却量は自治体の世帯数比で按分
	下水処理	（浄化槽） 市町村浄化槽人口[18]×排出係数[5]
		（し尿処理） 市町村し尿処理量[18]×排出係数[5]
農業	家畜消化管内発酵	市町村家畜種別飼養頭羽数[9]×排出係数[5]
	家畜ふん尿処理	市町村家畜種別飼養頭羽数[9]×排出係数[5]
	稲作	市町村水田面積[20]×排出係数[5]

（3）一酸化二窒素排出量

部門・区分		算定方法
燃焼	農林業	2006 年度以前：全国農林業エネルギー消費量[3]×県農業産出額全国比[4]×市町村農業産出額全県比[4]×排出係数[5] 2007 年度以降：2006 年度値を基に県増減率で外挿
	家庭	（灯油） 1 世帯当たり灯油使用量[13]×市町村世帯数[1]×排出係数[5]
		（LPG） 県 LPG 消費量 [14]×市町村世帯数全県比 [1]×排出係数 [5]
		（都市ガス） 2008 年度以前：県排出量[10]×2009 年度市町村全県比 2009 年度以降：都市ガス供給地域内世帯当たり家庭用都市ガス販売量[11]×市町村世帯数[1]×排出係数[5]
	自動車	関東地方車種別燃料種別エネルギー消費量[15]×県車種別保有台数関東地方比[15]×市町村車種別保有台数全県比[7]÷車種別燃費[15]×排出係数[5]
	鉱業・建設業・製造業・業務	2008 年度以前：2009 年度値を基に県増減率で外挿 2009 年度以降：市町村ばい煙発生施設別炉種別エネルギー消費量[19]×炉種別排出係数[5]
廃棄物	一般廃棄物	市町村炉種別一般廃棄物焼却量[18]×炉種別排出係数[5]、複数自治体が共同で運営している焼却施設の焼却量は自治体の世帯数比で按分
	産業廃棄物	2008 年度以前：県排出量[10]×市町村産業大分類別従業者数全県比[6] 2009 年度以降：県産業廃棄物管理表（マニフェスト）産業大分類別産業廃棄物（汚泥、廃油）排出量[9]×焼却率[9]×市町村産業大分類別従業者数全県比[6]×排出係数[5]
	下水処理	（浄化槽） 市町村浄化槽人口[18]×排出係数[5]
		（し尿処理） 市町村し尿処理量[18]×排出係数[5]
農業	家畜ふん尿処理	市町村家畜種別飼養頭羽数[9]×排出係数[5]
	窒素肥料の使用	県窒素系肥料出荷量[21]×市町村水田面積全県比[20]×排出係数[5]
医療	笑気ガスの使用	全国笑気ガス使用に係る排出量[22]×県病床数全国比[23]×市町村病床数全県比[23]

（4）HFC・PFC・SF_6・NF_3排出量

部門・区分		算定方法
HFC	冷凍空調機器(冷蔵庫、エアコン)	県排出量[10]×市町村世帯数全県比[1]
	冷凍空調機器(業務用低温機器)	県排出量[10]×市町村卸売・小売・飲食店従業者数全県比[6]
	冷凍空調機器(カーエアコン)	県排出量[10]×市町村自動車保有台数全県比[15]
	発泡プラスチックの製造・使用・廃棄時	県排出量[10]×市町村世帯数全県比[1]
	噴霧器・消火器の使用・廃棄時	県排出量[10]×市町村世帯数全県比[1]
	半導体製造時	県排出量[10]×市町村製造品出荷額全県比[2]
PFC	半導体製造時	県排出量[10]×市町村製造品出荷額全県比[2]
	電子部品等洗浄	県排出量[10]×市町村製造品出荷額全県比[2]
	金属鋳造時等に伴う排出	県排出量[10]×市町村製造品出荷額全県比[2]
SF_6	絶縁体としての使用	県排出量[10]×市町村使用電力量全県比[9]
	半導体製造時	県排出量[10]×市町村製造品出荷額全県比[2]
	金属鋳造時等に伴う排出	県排出量[10]×市町村製造品出荷額全県比[2]
NF_3	半導体製造時	県排出量[10]×市町村製造品出荷額全県比[2]

※なお、全ガス種とも、埼玉県との整合性を図るため調整を行いました。また、四捨五入の関係で合計値が一致しない場合や、合計が 100%にならない場合があります。

（5）文献目録

1	埼玉県統計課	埼玉県推計人口・世帯数
2	内閣府	国民経済計算　2015 年
3	埼玉県統計課	埼玉県民経済計算
4	経済産業省	工業統計調査
5	埼玉県統計課	埼玉県統計年鑑
6	環境省	一般廃棄物処理実態調査結果
7	埼玉県温暖化対策課・ 環境科学国際センター	平成 26 年度二酸化炭素濃度観測結果報告書
8	気象庁	過去の気象データ（オンライン） http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php
9	内閣府	消費動向調査　2015
10	国土交通省	自動車輸送統計調査
11	環境省	電気事業者ごとの実排出係数及び報告命令に基づく調整後排出係数 2015 年
12	経済産業省	総合エネルギー統計
13	農林水産省	生産農業所得統計
14	環境省	地球温暖化対策法公共団体実行計画（区域施編）算定・実施マニュアル 第 1 版） 2017
15	総務省	事業所企統計調査・経済センサス基礎
16	経済産業省	石油等消費構造統計表 2001
17	埼玉県	温暖化対策課調査
18	資源エネルギー庁	ガス事業年報
19	総務省	家計調査年報（家計収支編）
20	経済産業省	都道府県別エネルギー消費統計
21	国土交通省	鉄道統計年報
22	セメント新聞社	セメント年鑑
23	埼玉県資源循環推進課	埼玉県産業廃棄物実態調査報告書
24	埼玉県	大気環境課調査
25	農林水産省	作物統計
26	農林水産省	ポケット肥料要覧
27	国立環境研究所 地球環境研究センター	日本国温室効果ガスインベトリ報告書(NIR)（オンライン） http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html
28	厚生労働省	医療施設調査・病院報告（結果の概要）（オンライン） http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1a.html

7. 用語の解説

用語の解説（参考）

（　）内は、主な参照ページです。

【あ行】

〇アイドリング・ストップ（p16,24,25,68）

環境省が平成８（1996）年度から開始した運動で、必要以上の暖気運転、運転者が自動車から離れる間や不要と考えられる場合などに、自動車のエンジンを切り、大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図ろうとするものです。

〇愛知目標（p32）

平成 22（2010）年 10 月、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において採択された「生物多様性戦略計画 2011－2020 及び愛知目標」のことです。

計画では、平成 62（2050）年までの長期目標として「自然と共生する世界の実現」、平成 32（2020）年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。

〇空き家などの適正管理（p52）

少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、適正に管理されていない空き家などが増加しています。安全・安心なまちづくりの推進のために、所有者などに適正な維持管理を求めるものです。

〇アスベスト（石綿）（p3,43）

建材製品に多く使用されていた天然の鉱物繊維で、肺に吸い込むことで健康被害があります。

〇一般廃棄物（p30）

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

〇ウォームビズ（p65）

冬期でも暖房時の設定温度は 20℃に抑え、衣・食・住を工夫することで快適に過ごすライフスタイルを推奨する取組みです。

電力による冷暖房を行う場合、機器の設定温度の調節による省エネ効果は、一般的に夏よりも冬の方が大きくなります。過度な暖房使用を控えることによる、CO_2削減を目的としています。

〇運輸部門（p58,59,61,63,65）

温室効果ガス排出量を区分する部門の一つであり、企業において外部へ人・物を輸送・運搬した場合、または家庭における自家用車や公共交通機関の利用などにより人・物を移動した場合に消費したエネルギーを起源とする CO_2 排出量が計上されます。

○液状化（p47）
　地下水位の高い砂地盤が、地震などの振動を受けることにより液体のような泥水状態になることです。
　液状化が起きると地盤が軟弱になり、砂混じりの水が地表面に噴き出したり、陥没したりして、建物や地中に埋設していた配管類が損傷を受けます。

○エコジョーズ（p65,69）
　省エネルギー性能の高い給湯器であり、従来の給湯器と比較し、少量のガスで効率よくお湯を沸かせるというメリットがあります。
　従来の給湯器では捨てていた排気熱を回収し、湯沸かしに再利用することから「潜熱回収型ガス給湯器」とも呼ばれます。

○エコドライブ（p24,25,51,65,68,72）
　急発進を避け、ゆるやかにアクセルを操作するなど、環境に配慮した運転方法のことです。エコドライブの実践により、自動車の排出ガス並びに地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出が抑制できます。

○エコドライブアドバイザー（p51）
　埼玉県や事業者等が実施したエコドライブアドバイザー講習を通じ、地球温暖化防止、燃費向上そして安全運転につながるエコドライブの知識を身につけ、埼玉県により認定された人のことです。

○エコマーク（p24,25,68）
　様々な商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

○エコライフＤＡＹ（p24）
　省エネルギーや省資源など、環境に配慮した生活をする日を設定し、家族で取り組むことを通して、二酸化炭素などの削減量や節約額を実感し、省エネルギー型のライフスタイルへの転換のきっかけづくりとするものです。

○エコロジカル・ネットワーク（p33）
　自然を確保しつつ豊かな社会をつくっていくための一つの手法です。貴重な自然を保全するとともに、細切れになった自然をつなぎ、生きものの移動経路を確保するなど、自然の働きを回復させることによって、豊かな自然を再現しようとする取組みです。

○ＬＥＤ照明（p12,16,26,27,68）
　発光ダイオード（ＬＥＤ：Light Emitting Diode）を使用した照明器具のことで、寿命が長く、消費電力が低いなどの長所があります。

○温室効果ガス（p1,2,24,57,58,61,68,70）
　物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれます。温室効果ガスには、二酸化炭素の他、メタン、フロンガスなどがあります。

【か行】

〇外来生物・特定外来生物（p10,16,32,33）

外来生物は、本来生息していなかった地域へ人為的に持ち込まれた動植物のことです。定着した場合、その地域本来の生態系や人々の生活環境等へ深刻な影響を与える可能性があります。

外来生物の中でも、特に影響が大きいと考えられるものは「特定外来生物」に指定され、現在、アライグマやカミツキガメ、ヒアリなどが指定されています。

〇合併処理浄化槽（p45,46）

し尿と台所や風呂から出る排水を合わせて処理する浄化槽のことです。

〇家庭部門（p23,58,59,61,62,63,65）

温室効果ガス排出量を区分する部門の一つであり、住宅内で消費されたエネルギーを起源とするCO_2排出量が計上されます。

なお、自家用車や公共交通機関等の利用、家庭から排出された一般廃棄物に由来するCO_2排出量は含まれません。

〇川の国アドバイザー（p51）

５年以上の河川浄化活動の経験を有し、埼玉県で実施する「川の国埼玉検定」を受験した人のうち、上級編に合格かつ認定の了承をした人が「川の国アドバイザー」へ登録されます。

〇環境汚染物質排出・移動登録（ＰＲＴＲ）（p3,44）

事業者が化学物質について、事業所から環境への排出量や廃棄物としての移動量を、自ら把握して登録簿を作成し、結果を行政に報告する制度です。

行政がその情報を公表することにより、化学物質の環境リスク対策の推進を図ります。

〇環境基準（p42,45）

環境基本法第１６条に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、国が定めるものです。

この基準は、人の健康などを維持するための最低限度（規制値など）としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。

〇環境教育・環境学習（p12,15,25,32,34,54,72）

幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てる環境教育と自主的な環境学習は、生涯学習として展開されることが必要です。

〇環境コミュニケーション（p44）

住民・事業者・行政が化学物質に関する情報を共有する意見交換会で、お互いが理解を深め、信頼関係を築くことを目的とした取り組みです。

〇環境の保全及び創造（p2,19,73）

公害の防止など、環境へのマイナスを防ぐとともに、環境の質を高めるなどのプラス作用を行うことです。

○環境への負荷（p28,51,56）

人の活動が環境に与える影響で、それによって環境の保全に支障が生じるおそれのあるものをいいます。

○環境保全型農業（p3,13,16,35,37）

農業が有する物質循環型産業の特質を最大限に活用し、環境保全機能を向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指す農業のことです。

○希少野生生物種（p10,18,32,33）

絶滅のおそれのある希少野生動植物種のことであり、本市では「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき「指定希少野生生物種」に指定します。

希少野生動植物種とは、「絶滅のおそれのある希少野生動植物の種の保存に関する法律」において「国内希少野生動植物種」、「国際希少野生動植物種」、「特定希少野生動植物種」、「緊急指定種」を指します。

○業務その他部門（p23,58,61,63）

温室効果ガス排出量を区分する部門の一つであり、主に第三次産業に属する企業・個人が事業所の内部で消費したエネルギーを起源とするCO_2排出量が計上されます。

なお、第一次産業・第二次産業における排出量も一部含まれるとともに、第三次産業でも事業所の外部へ人・物を運搬・輸送した場合のエネルギーを起源とするCO_2排出量は除かれます。

○ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（クールチョイス）（p25,72）

国の掲げる平成42（2030）年度に向けた温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策における「賢い選択」を推進する取組みのことです。

○クールビズ（p65）

夏期に衣服を軽装化することで、冷房の使用を控えつつ快適に過ごすことを推奨する取組みです。概ね６月１日から９月30日までの４か月を実施期間とし、ネクタイやジャケットの着用を控えることで、室温28℃を目安に過度な冷房使用をなくし、CO_2削減を目的とします。

○久喜市環境マネジメントシステム（p56,72）

環境マネジメントシステムとは、企業や地方公共団体などが事業活動における環境管理を進めるためのシステム（仕組み）であり、計画（Plan）、実施・運用（Do）、点検・是正（Check）、見直し（Act）のサイクルを繰り返すことで、組織の持つ環境への影響に対し、継続的に改善を図ります。本市では、環境管理の国際規格であるISO14001のシステムを参考に、本市独自のシステムを構築・運用しています。

○久喜市総合振興計画（p1,2,23,26,28,32,35,38,45,50）

総合振興計画とは、長期的な展望に基づき、計画的・効率的な行政運営の指針を示すものです。本市においても、今後10年間の進むべき方向性を示し、市政運営の最も基本となる計画として平成24（2012）年度に策定しました。

計画期間は、前期基本計画が平成25（2013）年度から平成29（2017）年度、後期基本計画が平成30（2018）年度から平成34（2022）年度のそれぞれ５か年です。

○久喜市緑の基本計画（p1,2,10,35,36）

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。この計画により、生物多様性を踏まえた緑の保全と創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

○グリーン購入・グリーン調達（p12,23,24,30,68,70）

商品やサービスを購入する際に、環境への負荷が出来るだけ少ない商品を選んで優先的に購入することです。主に消費者の観点からグリーン購入、生産者の観点からグリーン調達といいます。

○景観形成作物（p39）

地域活性化のために各地で遊休農地などを活用してヒマワリ、コスモス、菜の花、ポピーなどが栽培されており、こうした作物が景観形成作物といわれます。

○県水（p17,47）

埼玉県水道用水供給事業から送られてくる浄水のことです。久喜市の水道は、深井戸から汲み上げた地下水とこの県水を水源としています。

○光化学オキシダント（p3,42）

太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体で、その影響は眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたります。

○光化学スモッグ（p42,43）

光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグといいます。特に夏期、日差しが強く、湿度が高く、風の弱い日に発生しやすく、目がチカチカする、喉が痛くなるなどの影響がでます。

○工業プロセス（p58,59,61）

温室効果ガス排出量を区分する部門の一つであり、セメント、生石灰などの鉱物製品や、アンモニアなどの化学製品を工業的に製造するプロセスからの CO_2 排出量が計上されます。

○高効率給湯器（p65）

従来の瞬間型ガス給湯器と比較し、省エネルギー性能に優れた給湯器です。潜熱回収型・ガスエンジン型・CO_2 冷媒ヒートポンプ型などがあり、少ないエネルギー量で効率よく湯沸かしが出来ることから、CO_2 削減に役立ちます。

○高効率照明（p65）

白熱灯や蛍光灯などの従来の照明設備と比較し、省エネルギー性能に優れた照明設備です。

既存設備の故障等に際し、高効率蛍光灯、有機 EL 照明、高効率 LED 照明などの高効率照明へ更新することで、省エネルギー化によるコスト削減と CO_2 削減に役立ちます。

○コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム（p33）

関東地方がかつてコウノトリ・トキの主要な分布域であったことや、これらの種が良好な水辺や緑地の指標となることなどから、平成 22（2010）年７月に発足しました。

○ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動（p15,50,52）

本市において、毎年、関東地方環境美化活動運動の日５月30日（ゴミゼロ）の前後に実施される、市民により道路等に落ちているごみの収集を行う取組みです。

○ごみを減らしてきれいな街づくり表彰制度（p29）

平成27（2015）年度から久喜宮代衛生組合により実施されており、ごみの資源化・減量化及びごみ集積所の美化について、顕著な功績のあった方や他の模範となる取組みを実施した市民を、市民意識の向上と清掃行政の更なる発展を目指して顕彰するものです。

【さ行】

○再使用（リユース）（p3,29,70）

いったん使用された製品や部品、容器などを再び使用することです。

○再生可能エネルギー（p3,12,16,18,26,27,67,69）

有限な資源の石油・石炭などの化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称です。

○再生利用（リサイクル）（p12,28,29,30,70）

廃棄物などを原材料として再利用することです。再生利用のうち、廃棄物などを製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルといいます。

○最大出力（p12,26）

太陽光発電システムにおける最大出力とは、W（ワット）を単位とし、システムの発電能力を示す数値です。値が大きいほど発電能力が高いことを示し、日本の住宅用太陽光発電システムにおける平均的な最大出力は3.5kW（＝3,500W）とされています。

○埼玉県環境アドバイザー制度（p51）

環境に関して専門的な知識や経験を有する「埼玉県環境アドバイザー」を、埼玉県内で住民団体等により主催される研修会・講習会等に講師として派遣する制度です。

アドバイザーは２年ごとに公募され、一定の要件を満たす者が埼玉県より委嘱されます。

○埼玉県景観計画（p38,39）

埼玉県景観条例に基づき、埼玉県景観計画が策定されています。景観上の特性ごとに、景観計画の区域（景観計画区域）と景観形成基準を定めています。

○埼玉版家庭のエコ診断（p24）

パソコンやスマートフォンから簡単に行える、家庭の省エネ診断です。埼玉県ホームページにて専用のページが公開されており、いくつかの質問に答えることで、家庭の二酸化炭素排出状況がわかるほか、省エネ対策の提案やその改善効果を確認できます。

〇彩の国環境大学（p51）

埼玉県内在住、在勤または在学中で18歳以上の者を対象とし、地域環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーの育成を目的として、埼玉県が開講するものです。「基礎課程」と「実践課程」があり、８月～11月にかけて開講されます。

〇産業廃棄物（p30）

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。

大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

〇産業部門（p58,59,61,63,65）

温室効果ガス排出量を区分する部門の一つであり、第一次産業及び第二次産業に属する法人または個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーを起源とするCO_2排出量が計上されます。

なお、産業部門は製造業、鉱業、建設業、農林水産業の細区分に分けられるほか、工場・事業所の外部で人・物を運搬・輸送した場合のエネルギーを起源とするCO_2排出量は除かれます。

〇資源集団回収事業報償金制度（p29）

「リサイクルの推進」や「ごみの減量」を推進するために「資源」を回収する団体に報償金を交付する制度です。

〇自然環境保全地区（p3,10,13,16,18,32,33,35,36）

本市では「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、条例で定める条件に該当する区域のうち、自然的社会的諸条件から見て、その区域における自然環境の保全が特に必要な区域を当該地区に指定しています。

指定された地区では、特定の行為（建築物の新築・増改築、木竹の伐採等）における届出義務等が課せられます。

〇持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）（p1）

平成27（2015）年度に開催された「国連持続可能な開発サミット」で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

持続可能な開発目標とは、アジェンダで掲げられた貧困、飢餓、保健、教育など17項目についての今後15年間にわたる政策と資金確保の指針となる目標です。

〇持続可能な社会（p1,22）

健全で恵み豊かな環境が地球的規模から身近な地域で保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会をいいます。

〇修理（リペア）（p29,70）

主に衣類や家具を対象に、修理・修繕し、長く使用することです。

〇省エネルギー機器（p16,18,27,68）

従来の機器と比較し、省エネルギー性能に優れ、CO_2削減に役立つ機器全般を指します。冷蔵庫、照明設備、テレビ、エアコン等が挙げられ、家庭や事業所へ導入することで、コスト削減のメリットもあります。

〇生涯学習出前講座（p53）

本市在住、または在勤、在学の人で構成された10人以上の団体の方が、講座メニュー（「市政・一般」、「まちづくり」、「福祉」等）を選んで申し込むと、講師が出向いてお話しするという、出前形式の講座です。

〇湿地（p3,5,33,34,54）

「ラムサール条約」では、“天然のものであるか人工のものであるかを問わず、さらには水が滞っているか流れているか一時的なものであるか、淡水であるか汽水であるか塩水であるかを問わず、沼沢地、湿地、泥炭地または水域をいい、低潮時における水深が6mを超えない海域を含む。”と幅広く定義しています。

〇地盤沈下（p3,9,47）

地表面が広い範囲にわたり徐々に沈んでいく現象です。地下水の大量揚水や鉱物資源の採取などのほか、トンネル工事などが原因となることがあります。

地盤沈下の影響により、「海抜ゼロメーター地帯」の発生や排水の悪化による冠水、道路や建物などの建造物の歪曲や破壊などの発生が懸念されます。

〇循環型社会（p3,12,16,28,29,70）

自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいいます。

〇省エネルギー（p12,16,18,23,25,26,27,63,68,69,71）

産業・生活・社会活動全般においてエネルギーの効率利用を図ることで、略して省エネといわれています。

具体的には、石油、ガス、電力など、産業や生活における資源やエネルギーを効率的に利用することです。

〇食品ロス（p29,30,70）

食べ残しや買いすぎにより、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。平成26（2014）年度における世界の食糧援助量（約320万トン）に対し、日本では2倍近くの約632万トンが年間の食品ロスとして廃棄されており、そのうち約半数は一般の家庭から生じています。

〇親水（p34）

人々が水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることです。河川に対する従来の治水に対し、環境意識の高まりにより生まれた概念で、各地で親水公園がつくられています。

〇水洗化率（p14,17,45）

下水道が利用できる地域の総人口のうち、実際に利用している人口割合のことです。

〇生活排水処理（p3,46）

家庭などからの生活排水（し尿及び生活雑排水）を処理することで、生活排水処理施設は、これらを処理する施設の総称です。下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などがあります。

〇生態系（p10,33）

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系（システム）をいいます。

〇生物多様性（p3,10,16,18,32,34,36）

生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝子のそれぞれの段階において生物の豊かさ（多様性）を実現することです。

〇生物多様性基本法（p32）

豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的とする法律です。

〇生物多様性国家戦略（p32）

生物多様性条約第６条に基づき、条約締結国が策定する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な戦略で、生物多様性基本法第 11 条に基づき策定されます。

〇洗剤（p46）

人体や機械などの洗浄を目的とした、界面活性剤（水になじみやすい部分と、油になじみやすい部分を持つ物質の総称）を主成分とする製品です。

動植物の油脂から作られる石けんと、主に石油成分から作られる合成洗剤があります。環境負荷を小さくさせるためにも、洗剤の適量使用が重要です。

【た行】

〇ダイオキシン類（p3,43）

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義しています。

炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成され、生殖、脳、免疫系などに対する影響が懸念されています。

〇第２次久喜市環境保全率先実行計画（p1,2,18,24,56,72）

地球温暖化対策実行計画のうちの「事務・事業編」にあたる計画です。市が行うすべての事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量を、平成 34（2022）年度には平成 25（2013）年度の基準年度比で 10.38％以上の削減を目標としています。

また、環境負荷の低減のため、コピー用紙の購入枚数の抑制やグリーン購入の推進などについて目標を定めて取り組んでいます。

〇太陽光発電（p16,26,27,69）

太陽の光エネルギーを電力に変換する太陽電池パネルを利用した発電方式のことです。二酸化炭素や汚染物質を出さないクリーンエネルギーといわれています。

〇太陽熱利用（p27,69）

太陽熱を集めて、熱エネルギーとして利用するもので、給湯・冷暖房に利用されます。

〇多自然型護岸（p32,33）

ブロックやコンクリートだけの護岸工法ではなく「多自然型川づくり」の設計・工夫がされた護岸のことです。

〇地区計画（p13,16,38,39,71）

生活に密接した身近な比較的規模の小さな「地区」を住みよい魅力のあるまちにするため、地区の特性に応じ、道路・公園などの施設の配置や建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を、総合的一体的に都市計画として定めるまちづくり計画です。

〇地球温暖化（p1,3,18,23,24,25,57,58,68,72）

近年、産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球規模で気温上昇（温暖化）が進んでいます。

海面上昇、かんばつなどの問題をひき起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。

〇地球温暖化対策実行計画（p1,2,23,24,57）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画で、区域全体の温室効果ガスの排出量抑制などのための「区域施策編」と、市役所など庁内の取組みを対象とした「事務事業編」の２種類の計画があります。

〇地球環境問題（p25,72）

人類の将来にとって大きな脅威となる地球規模の環境問題で、①地球の温暖化、②オゾン層の破壊、③熱帯林の減少、④発展途上国の公害、⑤酸性雨、⑥砂漠化、⑦野生生物種の減少、⑧海洋汚染、⑨有害廃棄物の越境問題などがあります。

〇地産地消（p24,26,68,69）

ある地域で生産されたものは、同じ地域で消費しようとする考え方です。

〇低公害車（p16,18,24,25,43,68）

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車などをいいます。

〇天然記念物（p40）

「文化財保護法」に基づき、国にとって学術上価値の高い動植物及び地質鉱物を指定しています。天然記念物のほか、同様に学術上または鑑賞上等で価値の高い遺跡や名勝地は、史跡、名勝に指定され、いずれもその保存に影響する行為に対し、規制等が設けられています。本市においては、県指定３件、市指定４件（平成 29（2017）年度時点）の天然記念物があります。

〇電力排出係数（p63,64,65,66）

電力の使用に伴う CO_2 排出量を示す数値であり、電気事業者が電力を作り出す際に生じた CO_2 排出量と販売電力量から算定されます。

東日本大震災以降は、発電で二酸化炭素を発生しない原子力発電の稼働停止を受け、各電気事業者の電力排出係数が増加したことにより、国全体で CO_2 排出量が増加しました。

〇道路里親制度（p36）

道路を里子にみたてて里親を募り、里親になっていただいた住民団体と道路管理者がお互いに協力し道路の美化活動を行う制度です。

○都市計画マスタープラン（p1,2,39）

都市計画法第 18 条の２に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来あるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題と、これに対応した整備等の方針を定めるものです。

本市では「久喜市都市計画マスタープラン」を平成 25（2013）年３月に策定し、平成 27（2015）年度には見直しを行いながら、取組みを進めています。

○都市公園（p16）

都市計画区域内に設けられる公園で、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園のほか、都市林、都市緑地、緑道などの種類があります。

【な行】

○生ごみ処理機器の購入費補助（p29）

ごみの中で最も多い「生ごみ」を自宅でも減量化・資源化できるように「コンポスト」、「ＥＭ処理容器」、「電気式生ごみ処理機」などの購入費を補助するものです。家庭用に加え、業務用についても一部補助が行われています。

○二酸化窒素（$ＮＯ_2$）（p3,42）

主に物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与えます。窒素酸化物（NOX）の一種で、主な発生源は工場や自動車などです。

○農業集落排水処理（p14,45,46）

都市部で進められている公共下水道に対し、農業振興地域内の集落の排水を処理するものです。

○ノーカーデー（p16,24）

大気汚染や地球温暖化防止を目的に、特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンです。

○野焼き（p3,43）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「埼玉県生活環境保全条例」で、人の健康や生活環境に支障をきたすおそれがあるものを、基準に適合した焼却炉などを用いず、野外で燃やすことを原則禁止しています。

【は行】

○廃プラスチック（p58,70）

家庭や事業所から廃棄されたプラスチックのことです。もとはビニール類やペットボトルなどの身近なプラスチック製品であり、燃焼により温室効果ガスを発生することから、プラスチック製品の使用を控える、適正な分別により資源ごみとしてリサイクルするなどの取組みが必要です。

○発生抑制（リデュース）（p29,70）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先され、リデュース（減量）ともいいます。

○パリ協定（p1,57）

平成 27（2015）年にパリで開催した「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択されました。

平成 32（2020）年以降の地球温暖化問題に関し、発展途上国を含むすべての主要排出国を対象とした画期的な枠組みです。

○ＰＲＴＲ（p3,44）　⇒“環境汚染物質排出・移動登録”を参照。

○ＰＭ２．５（p3,43）

自動車や工場などの燃料燃焼などから発生する、大気汚染の原因となる微小粒子状物質で、粒径が 2.5μｍ（マイクロメートル：100 万分の１ｍ）以下のものをいいます。発がん性など、毒性が強いといわれます。

○ビオトープ（p16,32,33,34）

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間のことです。

○フードバンク（p30）

包装の破損や過剰在庫等の理由により、品質上は問題ないものの、流通には出すことが出来ない食品を企業等が提供し、必要としている福祉施設や団体、特定の世帯へ無償で提供する団体・活動です。

県内では NPO 法人「フードバンク埼玉」「フードバンクネット西埼玉」が活動しており、本市内の拠点へ食品を持ち込むか、または宅送により提供が可能です（平成 29（2017）年度時点）。

○不法投棄（p3,9,15,50,52）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反して、同法に定められた処分場以外の山林や河川敷地などに廃棄物を投棄することをいいます。

○浮遊粒子状物質（p3,42）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が 10μｍ（マイクロメートル：100 万分の 1m）以下のものをいいます。

○不要なものは受け取らない（p29,70）

必要のないものを断り、受け取らないことです。エコバッグやマイ箸の利用により、レジ袋や割りばしを商品購入時に受け取らないことが該当します。

○文化財（p16,40）

「文化財保護法」に基づき、人の文化的・生活的活動によって生み出されたもののうち、特に歴史的・文化的価値等が高いものが文化財として指定され、対象により有形文化財・記念物等に分類されます。指定されたものに対しては、現状変更や保全に影響する行為等が規制されます。

○ベンゼン（p3,43）

炭化水素化合物で、化学工業製品（合成ゴム、合成洗剤、合成繊維など）の原料、溶剤、抽出剤など広範な用途に使われています。人に対する発がん性が確認されています。

○放射性物質（p3,48）
　放射能を持つ物質の総称です。ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素、もしくは、放射性同位体、中性子を吸収・核反応を起こして生成された放射化物質を指します。

【ま行】

○水と緑のネットワーク（p18,36）
　豊かで清らかな水辺環境の創出とともに、公園や緑道、幹線道路の街路樹などを計画的に整備することで形成する、水や緑を身近に感じ、ふれあいながら移動できる連続的な空間のことをいいます。

○緑のカーテン（p24,35,36,68）
　植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇の抑制を図る省エネルギー手法で、ゴーヤなどの蔓性植物で窓辺の覆いを作るものです。

○緑の推進員（p51）
　本市における緑の保全と緑化を推進するボランティアであり、市と協力して、緑づくりの考え方や方針の普及啓発、緑化関係行事への参加・協力、病害虫の発生やごみの不法投棄の通報、緑の保全及び緑化の推進に参考となる意見や情報の提供に取り組みます。

○緑のリサイクル事業（p37,71）
　市内の家庭や事業所で不要となる樹木（鉢植えも含む）を登録・紹介することで、樹木を有効利用し、緑を保全する事業です。

○モニタリング（p42,47）
　環境調査においては、対象とする環境の現状を把握するため、一定の期間継続して観測や測定を行うことです。

【や行】

○遊休農地（p37,39）
　「農地法」に基づき、現在は耕作されておらず、引き続き耕作される予定のない農地、または、農業における利用の頻度が周辺地域の農地と比較し、著しく低い農地とされています。

【ら行】

○ラムサール条約（p54）
　正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。昭和46（1971）年に採択、昭和50（1975）年に発効し、日本は昭和55（1980）年に加入しました。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的とする条約です。

○リサイクル（p12,28,29,30,70）　⇒“再生利用”参照。

○リデュース（p29,70）　⇒“発生抑制”を参照。

〇リフューズ（p29,70）　⇒“不要なものは受け取らない”を参照。

〇リペア（p29,70）　⇒“修理”を参照。

〇リユース（p3,29,70）　⇒“再使用”を参照。

〇レッドデータブック（p10）

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集です。国際的には、国際自然保護連合（ＩＣＵＮ）が昭和41（1966）年に刊行を開始し、その後改訂が続けられています。

表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれています。日本では、平成３（1991）年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（背椎動物編）」を発行し、その後、改訂・発行しています。

【わ行】

〇渡良瀬遊水地（p54）

栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県の４県にまたがる遊水地で、国際的に重要な湿地を保全するラムサール条約に平成24（2012）年７月３日に登録されました。

久喜市環境基本計画・改訂版
平成30（2018）年９月

発行　久喜市
編集　環境経済部　環境課

〒346－0192　埼玉県久喜市菖蒲町新堀３８番地
電話　0480－85－1111（代表）
ＵＲＬ　http://www.city.kuki.lg.jp/

市の木　イチョウ
(平成24(2012)年3月20日制定)

市の花　コスモス
(平成24(2012)年3月20日制定)

○ この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。

○ リサイクル適正の表示
この印刷物は、A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。